
第 1 章 みどりの現況と課題

1. 本市の概況

本市の概要は以下のとおりである。

(1) 人口・世帯数

① 人口

本市の人口は、一貫して増加傾向で推移しており、2020年(国勢調査)では100,192人、令和3年9月末現在では100,180人(住民基本台帳)となっています。

② 世帯

世帯数についても増加傾向で推移しており、2020年(国勢調査)では44,064世帯、令和3年9月末現在では46,203世帯(住民基本台帳)となっています。一方で、一世帯あたり人員は減少傾向となっており、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと考えられます。

(2) 地形・地質

① 地形

市域は、東西6.1km、南北5.3kmとなっており、南西から北東に伸びる台形状をなしています。

本市の地形は、比較的単純な海岸線でしたが、現在は埋立地等によりほぼ全て人口海岸線となっており、ひな壇上の四つの段丘面から形成されています。各海岸段丘上は、おおむね平坦な地形ですが、国道58号以東から普天間飛行場のある台地にかけては、標高差80m以上の急斜面になっています。

② 地質

本市の地層は、市に分布するものとしてはもっとも古い泥岩や砂岩からなる島尻層群、サンゴ礁由来の琉球石灰岩を含む琉球層群、及び低地に分布する未固結の堆積層である沖積層からなっています。上層にある琉球層群は水を通しやすい性質を持つことから、浸透した雨水は下層にある水を通しにくい島尻層の上を流れ、湧き水となってでてきます。

(3) 気象環境

沖縄本島は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は約23℃前後と四季を通じて温暖な気候です。5月から6月頃にかけては降水量が多くなり、梅雨明けとともに長い夏が続きます。7月から10月頃にかけては熱帯低気圧の進路となることが多く、台風が発達して接近することもあります。

(4) 水系

本市の主な河川は、浦添市との境を流れる宇地泊川や牧港川、北谷町・北中城村・中城村との境を流れる普天間川が水系を形成しています。

(5) 植生分布

市内の植生は、常緑広葉樹林からチガヤ、ススキ等の草地、湿地まで、変化に富んでいますが、市域全体に市街地化が進んでいるため、多くのみどりは分断されて面積も小さくなっています。

まとまりのある植生として、普天間飛行場の軍用地内の牧草地、大山地区の水田雑草群落（田いも畑等）、普天間飛行場周辺や宇地泊川周辺などの亜熱帯常緑広葉樹二次林が分布しています。

また、宜野湾市自然環境調査（平成19年度）で得られたデータを環境省レッドリスト、レッドデータおきなわに照らし合わせた結果、本市の注目すべき植物として、大山湿地等を中心に、クスノハカエデやアカウキクサ、ナンゴクデンジソウなど33科38種の存在が確認されています。

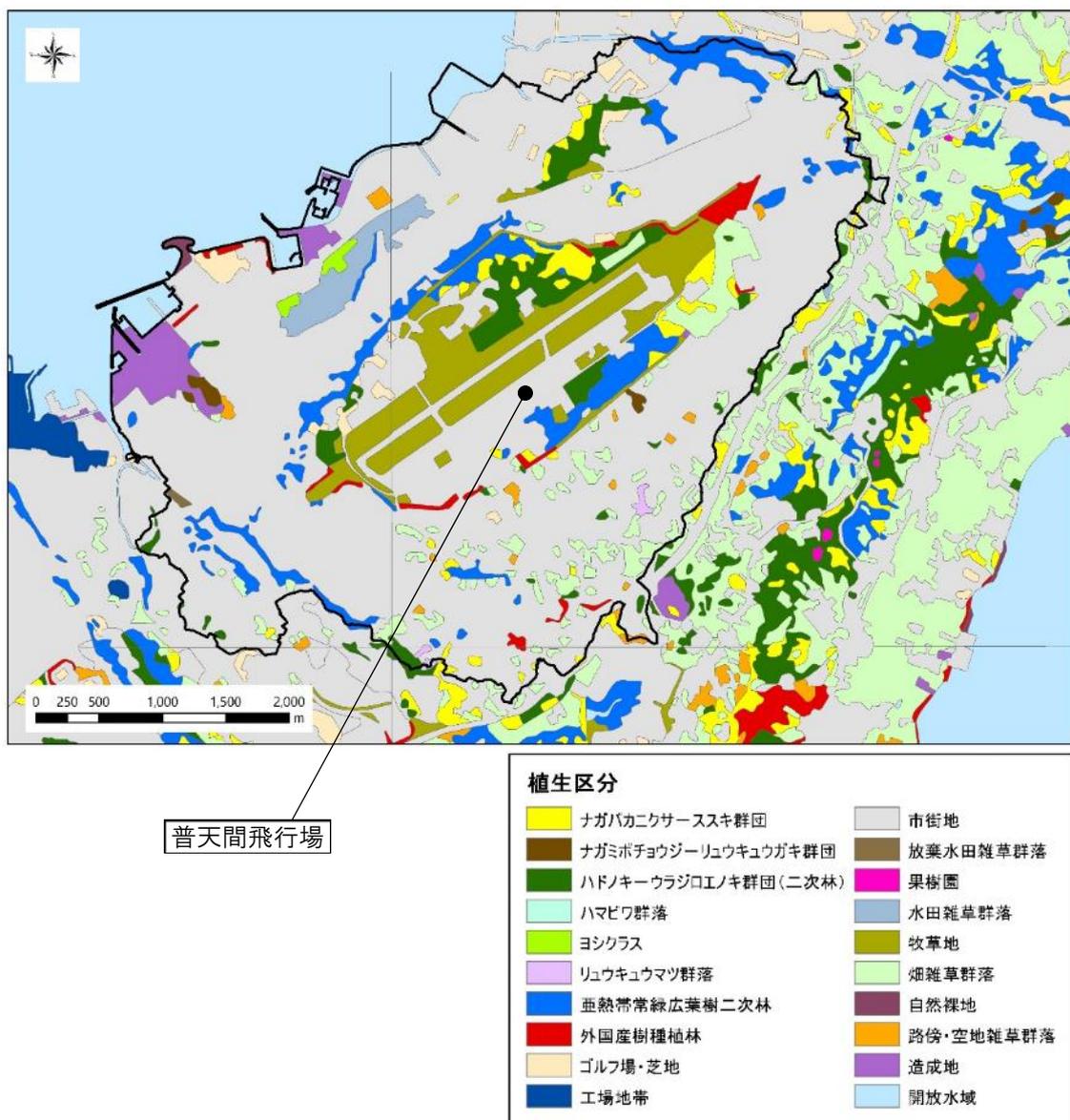


図1-1 宜野湾市植生現況図

資料：生物多様性センター 植生調査（平成28・29年度調査）

(6) 動物の注目種

『自然環境保全に関する基本方向（宜野湾市 平成 24 年 3 月）』における調査によると、主要な注目種※（動植物）が、森川公園、嘉数高台公園、我如古、いこいの市民パーク、のだけ公園から普天間中学校までのエリア、大山湿地など、普天間飛行場の周囲に分布する樹林地等のみどりに生息しています。

主要な注目種（動物）としては、リュウキュウユビナガコウモリ、オキナワキノボリトカゲなどの希少種の存在が判明しています。



図1-2 動物の注目種の分布図（植物を含む）

資料：自然環境保全に関する基本方向（平成 24 年 3 月）

※注目種：出現した動植物のうち、天然記念物、ワシントン条約、水産庁データブック・資料、環境省レッドリスト、レッドデータおきなわ等に該当する種のこと

2. 上位関連計画等

(1) 沖縄県の上位関連計画

① 沖縄県広域緑地計画

計画期間：2015年から2035年までの20年間

<基本理念>

世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

<基本方針>

- ・ 沖縄の風土に根差したみどりを守り活かしていく
- ・ 地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく
- ・ 多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める
- ・ 圏域毎のみどりのつながりと仕組みづくりを図る

<那覇広域で目指すみどりの確保目標>

- ・ 都市公園の整備すべき目標水準：14.9㎡/人
- ・ 緑地確保の目標水準：37.5%（市街地+周辺に対する割合）
- ・ みどりの目標水準：34.0%（圏域面積に対する割合）

<那覇広域都市圏のみどりの将来像：宜野湾市関連>

● 北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出する。

- ・ 普天間飛行場返還予定地を中心とする地域で中南部都市圏の中央部に位置している。地下水でつながる石灰岩地域の環境を生かした自然回復の場を創造して、みどりの回廊の接続を図る。
- ・ 普天間飛行場返還予定地に防災と交流や文化の中心となる広域のみどりの拠点とみどりの地区を配置する。
- ・ 周囲の斜面や河川をみどりの骨格として、道路により海岸部のみどりの拠点と市街地のみどりをつないでいく。



(2) 宜野湾市の上位関連計画

① 第4次宜野湾市総合計画 基本構想（平成29年4月策定）

第4次宜野湾市総合計画 後期基本計画（令和3年4月策定）

<p>計画期間（基本構想）：平成29（2017）年度から令和6（2024）年度 （後期基本計画）：令和3（2021）年度から令和6（2024）年度</p>
<p><将来都市像></p> <p>人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾 ～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～</p>
<p><基本目標></p> <p>目標1：市民と行政が協働するまち 目標2：健康で、安心して住み続けられるまち 目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち 目標4：地域資源を活かした、活力あるまち 目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち 目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち</p> <p><土地利用の基本方針></p> <p>本市には、普天間飛行場の周辺にまとまった緑地・樹林が残されており、豊富な地下水や多くの湧水、大山湿地等市街化が進んだ都市の中にも貴重な自然環境が見られます。土地利用にあたっては、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりの観点にたって、開発と保全の調和に努めます。</p> <p><利用区分別の方針（7）農地・緑地></p> <p>本市の農地は、生産者の高齢化、後継者不足及び都市化に伴い、耕地面積は縮小傾向にあります。今後は、都市型の地域特性を生かした農地の活用及び新たな生産品目の検討を図ります。緑地については、都市の骨格を形成するまとまりのある緑の保全、住民の生活に身近な公園の緑地の創出及び動植物や文化財にも配慮した緑地の保全に努めます。</p>
<p>後期基本計画：（計画期間：令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間）</p> <p>目標4 地域資源を活かした、活力あるまち</p> <p><基本施策（6）都市農業・漁業の振興></p> <p>新規就農者に対する支援や地産地消の推進、大山地区の田いも農家などの支援等、都市農業の多様な機能が発揮できるまちを目指します。また、漁業については、安定的な漁業経営、所得の向上が図られる取り組みを推進します。</p> <p>【施策】①都市農業の振興 ②漁業の振興</p> <p>目標5 安全・快適で、持続的発展が可能なまち</p> <p><基本施策（3）環境保全と循環型社会の形成></p> <p>環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。</p> <p>【施策】①環境思想の普及・啓発 ②ごみの減量化・再資源化の推進 ③地球温暖化対策の推進</p> <p><基本施策（8）公園・緑地及び墓園等の整備></p> <p>都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。</p> <p>【施策】①都市公園の整備 ②都市公園等の維持・管理運営 ③緑化の推進 ④墓園等の整備</p>

② 宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年12月改定）

計画期間：令和3年度から概ね20年間

<将来都市像>

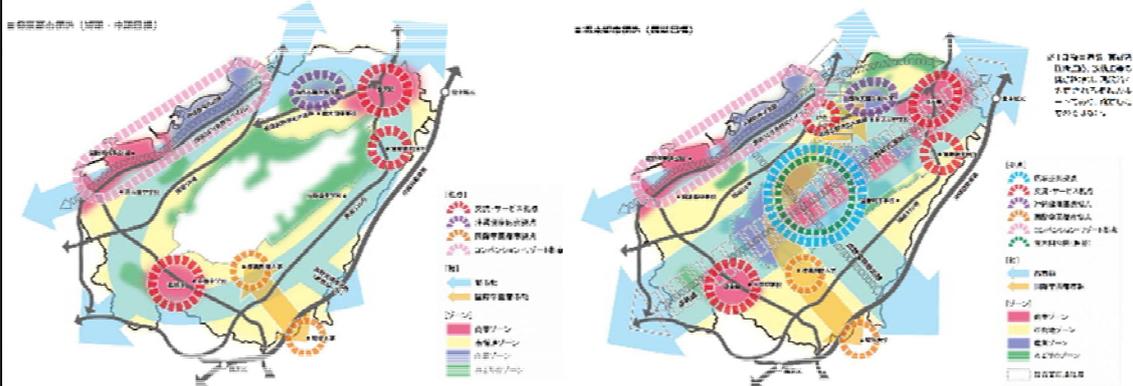
未来を育む ねたてのまち 宜野湾
 ～魅力ある暮らしとにぎわいあふれる 交流共生都市～

<将来都市構造>

基地返還を見据えた段階的な将来都市構造の設定

■ 将来都市構造（短期・中期目標）

■ 将来都市構造（長期目標）



<全体構想（水と緑の基本方針）>

1. 公園・緑地の適正管理と新規創出

市街地内の公園や緑地などの緑環境は、都市に安らぎと潤いを与え、緊急時の避難場所や生物の育成空間としてなど、多様な役割を果たす重要な資源です。

既存公園・緑地の適正管理を図りながら、緑資源の不足地域における計画的な新規創出による、都市環境の向上を目指します。

【公園の質の向上】

- 既存公園においては、利用者が安全・安心に公園を利用することができるよう、遊具やベンチ、照明などの公園施設の老朽化に対応した補修・更新による長寿命化と適正管理を図ります。
- 公園施設の更新にあたっては、子どもや高齢者など、公園利用者のニーズに対応した施設の入れ替え等についても検討し、より利用しやすい環境づくりを推進します。
- 市内外から多くの来訪者が訪れる宜野湾海浜公園や嘉数高台公園は更なる利便性と魅力の向上に向けて再編整備を推進します。比屋良川公園及び森川公園は優れた自然環境や眺望景観の保全に努めます。いこいの市民パークはスポーツ・レクリエーションの拠点としての利活用を図ります。
- 公園の再編整備等にあたっては、民間活力の導入による機能拡充や維持管理の効率化に向けて、Park- PFI の活用など、多様な整備・管理手法についてその可能性を検討します。

【新たな公園の整備】

- 西普天間住宅地区の斜面緑地には、国指定文化財である「喜友名泉（チユンナガー）」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞（フトウキアブ）」などの自然文化資源が存在しています。点在する各種資源及び周辺を保全・活用するため、都市公園として地域住民の憩いの場、地域の歴史・環境学習の場としての整備を推進します。
- 市民の身近な公園となる住区基幹公園の適正な配置や新規整備を推進します。公園が不足している既成市街地では、新たな街区公園等の整備について検討します。また、土地区画整理事業地区においては、計画的な公園整備を推進します。
- 都市計画決定されたものの事業未着手となっている都市公園については、早期の事業化に向けた取組みを推進します。
- 普天間飛行場跡地では、市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボルとして、広域防災拠点機能を備えた普天間公園（仮称）の整備を目指します。普天間公園（仮称）は、国・県との連携・協働のもと国営大規模公園としての整備を目指します。また、周辺市街地との連携を踏まえつつ、まちづくりの軸となる並松街道の再生に取り組みます。

【緑地空間の適正な管理・保全】

- 大山地区に残されている田芋畑は、農業生産の場としてだけでなく、貴重な自然資源としての役割を果たしています。田芋畑は「大山土地区画整理事業地区」の事業未着手区域内に広がっていることから、土地区画整理事業区域内の土地利用と調整を図りながら、保全する規模や手法等について検討するものとします。田芋畑の保全にあたっては、生産緑地地区などの指定についても合わせて検討します。

【多様な主体との連携・協働に基づく公園・緑地の管理・拡充】

- 持続可能な公園・緑地の管理に取り組んでいくためには、行政だけではなく、市民や事業者など、多様な主体との連携・協働が必要です。緑化ボランティアや民有地の緑化など、各主体による積極的な緑化活動を促進するため、継続的な支援方策等について検討します。
- 都市公園法などの関連法令の改正を踏まえ、公園の新たな魅力創出や効果的・効率的な維持管理に資する検討を進めます。
- 既存住宅地や新規住宅地では、緑地協定など緑地確保に資する新たなルールづくりについて、住民が主体となった取組みを促進します。

2. 魅力ある親水空間の創出

西海岸や湧水などの水辺空間は、市民や観光客が水にふれあうことができる本市の重要な資源です。安全・安心な水辺環境づくりを基本としながら、本市の活力や魅力の創出に資する親水空間の整備を目指します。

【西海岸の親水性を活かした魅力の創出】

- 本市の西海岸一帯は、コンベンション・リゾート拠点として国際交流や観光機能の更なる強化が期待されています。海に面する親水性を活かし、沖縄コンベンションセンターや宜野湾海浜公園などの既存集客機能と、仮設避難港における新たな観光リゾート機能とのネットワーク化など、西海岸エリアの更なる魅力の創出に向けた総合的な取組みを推進します。

- 西海岸エリアでは、北谷町及び浦添市も含めたコンベンション・リゾート拠点一帯の回遊性を高めるため、自転車を活用したネットワークの形成や本市西海岸と北谷町との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナード（自転車道等）の整備、自転車レーンの設置や民間事業者との連携によるシェアサイクルの推進及びサイクルポートの設置拡大などに取り組みます。
- ハード・ソフトの両面から、安全・安心・快適な自転車利用に向けた環境づくりを推進し、市民や観光客の利便性向上と交流促進によるにぎわいの創出に取り組みます。また、宇地泊海岸地域においては、海岸地域整備事業等を促進するなど、ウォーターフロントとしての魅力づくり等について検討します。
- 安全・安心で良好な景観を有する親水空間の創出に向けて、関係機関との連携を図りながら、老朽護岸の改修など西海岸一帯の護岸整備を促進します。

【湧水の保全・活用】

- 石灰岩台地の地下に発達する地下水系は本市の貴重な地域資源であり、市内に点在する湧水をはじめ、大山地区の田芋畑や水生生物の生息・生育環境など、本市の風土を育む要素となっています。土地区画整理事業の実施や基地跡地利用をはじめ、湧水周辺の土地利用にあたっては、地域特有の水循環の保全・活用に取り組みます。



③ 宜野湾市景観計画（平成27年11月策定）

計画期間：平成27年から10年をめどに見直し予定

＜景観づくりの基本目標（将来像）＞

みんなで守り、創り、育む
美しさと風格を備えた「ねたての景観づくり」

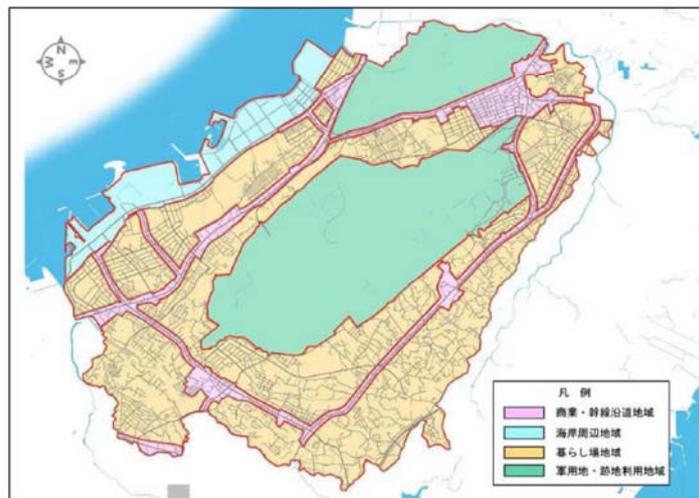
＜景観づくりの基本方針＞

1. 宜野湾らしい地形・自然を活かした潤いと安らぎのある景観づくりを目指します。
 - (1) まちの骨格を成す水と緑の保全
 - (2) 美しく伸びやかな眺望の保全
2. 市民が誇りに思える宜野湾らしい顔のある景観づくりを進めます。
 - (1) 中核都市としてふさわしい、賑わいのある景観の創出
 - (2) 宜野湾を感じさせる多彩な景観の保全・魅力化
3. 市民が愛着を持って快適に暮らせる景観づくりを進めます。
 - (1) 快適に暮らせる市街地景観の創出
 - (2) 各地域の個性を活かした景観づくり
4. 一人ひとりが主役となって協働する景観づくりを進めます。

＜景観計画区域の地域区分＞

- ・ 地域の特性に応じた景観づくりを行うため、景観計画区域を4つの地域に区分し、景観づくりを進めます。
- ・ なお、地域区分については、都市計画上の区分を前提としながら、地形・自然や土地利用のまとまりを考慮しています。

地 域	都市計画上の区分
商業・幹線沿道地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域（海岸周辺以外） ・ 準住居地域 ・ 第2種住居地域
海岸周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域（海岸周辺） ・ 準工業地域（海岸周辺）
暮らし場地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居系用途地域（準住居地域・第2種住居地域以外） ・ 準工業地域（海岸周辺以外） ・ 市街化調整区域（軍用地以外）
軍用地・跡地利用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍用地



<地域別の景観づくりの方針>

商業・幹線道路沿道地域

市内外の多くの人が車で快適に移動したり、歩いて楽しめる景観づくりを進めます。

- (1) 美しく品のある沿道景観づくり
- (2) 連続性・拠点性の高い賑わいのある景観づくり
- (3) 地域固有の成り立ちを活かした個性的な景観づくり

海岸周辺地域

美しい海を身近に感じながら、快適に遊び、働き、過ごせる景観づくりを進めます。

- (1) 海を活かした潤いを感じる景観づくり
- (2) 個性的で質の高いリゾート景観づくり
- (3) 働きやすく快適に過ごせる産業景観づくり

暮らし場地域

特色ある地形・自然や歴史・文化を活かしながら、快適に暮らせる景観づくりを進めます。

- (1) 水・緑・眺望を活かした景観づくり
- (2) 緑豊かで安らぎを感じる景観づくり
- (3) 地域固有の成り立ちを活かした個性的な景観づくり

軍用地・跡地利用地域

明るい未来を拓く新しいまちの顔としてふさわしい景観づくりを進めます。

- (1) 土地の記憶・特徴を活かした景観づくり
- (2) 宜野湾を象徴したまちづくりと連携した良好な景観づくり
- (3) 県民参加型の計画的な景観づくり

<多様な要素を活かした景観づくりの方針>

・上記の4つの地域区分を超えて存在し、本市の景観を構成する重要な要素となっている緑や水辺の方針を定めます。

●緑の連なり

緑のまとまりや連続性を大切にした、美しく安らぎを感じる景観づくりを進めます。

●水の連なり

自然豊かで美しく、人と水の触れ合いのある景観づくりを進めます。

●道の連なり

美しさ、個性、連続性があり、楽しく快適に通行できる景観づくりを進めます。

●眺望の広がり

美しい海や斜面緑地、空を居心地良く眺めることのできる景観づくりを進めます。

【宜野湾市景観計画による景観形成基準】

景観形成基準は、良好な景観形成のため、建築行為等を行う際に最低限遵守すべき事項を定めたものです。

以下、景観形成基準のうち、緑化等に関する事項を整理します。

行為	緑化に関する基準等		
建築物の建築等 工作物の建設等	・以下の基準により緑化を行うこと。		
	地域区分	緑化面積	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
	くらし場地域	敷地面積の10%以上	
延べ面積 1,500㎡超の宿泊施設及び商業施設	上記に5%を上乗せ		
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見えること。 ・敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育に良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。 ・壁面や屋上等で緑化を行う場合は、道路等の公共空間から見えるように工夫すること。 			
開発行為、土地の形質の変更	・以下の基準により緑化を行うこと。		
	地域区分	緑化面積	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
	くらし場地域	敷地面積の10%以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見えること。 ・敷地内に、良好な動植物の生息環境や生育に良好な樹木がある場合は、できる限り保存すること。 			
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採は必要最小限とすること。 ・伐採の位置を工夫し、道路等の公共空間から目立たないようにすること。 ・伐採後は、植林等の代替措置を講じ、緑の回復に努めること。 		

資料：宜野湾市景観計画

④ 宜野湾市地域防災計画（平成28年3月）

計画期間：災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討（実際の災害や防災訓練等を通じた内容の検証）を加え、必要があると認めるときはこれを修正。

＜防災対策の基本方針＞

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとします。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関と住民・事業者等が一体となって最善の対策をとるものとします。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、各段階における基本方針を、以下のとおり設定します。

- 1 周到かつ十分な「災害予防対策」
- 2 迅速かつ円滑な「災害応急対策」
- 3 適切かつ速やかな「災害復旧・復興対策」
- 4 その他（各段階共通）

＜地震・津波に強いまちづくりのための計画＞

第2 都市基盤の整備（建設部・消防本部）

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進します。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化します。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地や一時避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進します。

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防の基本方針

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成し、安全な防災都市の創出を誘導します。

3. 本市のみどりの現況

(1) みどりの分布状況

宜野湾市では、軍用地を除く大部分の地域で市街地が形成されており、市街地内のまとまったみどりは「伊佐から大謝名にかけての斜面緑地」や「大山湿地のみどり」、「森川公園周辺のみどり」、「嘉数高台公園周辺のみどり」など数少なくなってきました。これらのまとまったみどりには、前述のとおり、動植物の注目種が生息していることが確認されています。その他の市街地内のみどりについては宅地開発等により減少している箇所もみられます。

また、軍用地である普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧、返還され跡地利用が進められている西普天間住宅地区跡地には、既成市街地と比べて多くのみどりが残っています。



図1-3 航空写真

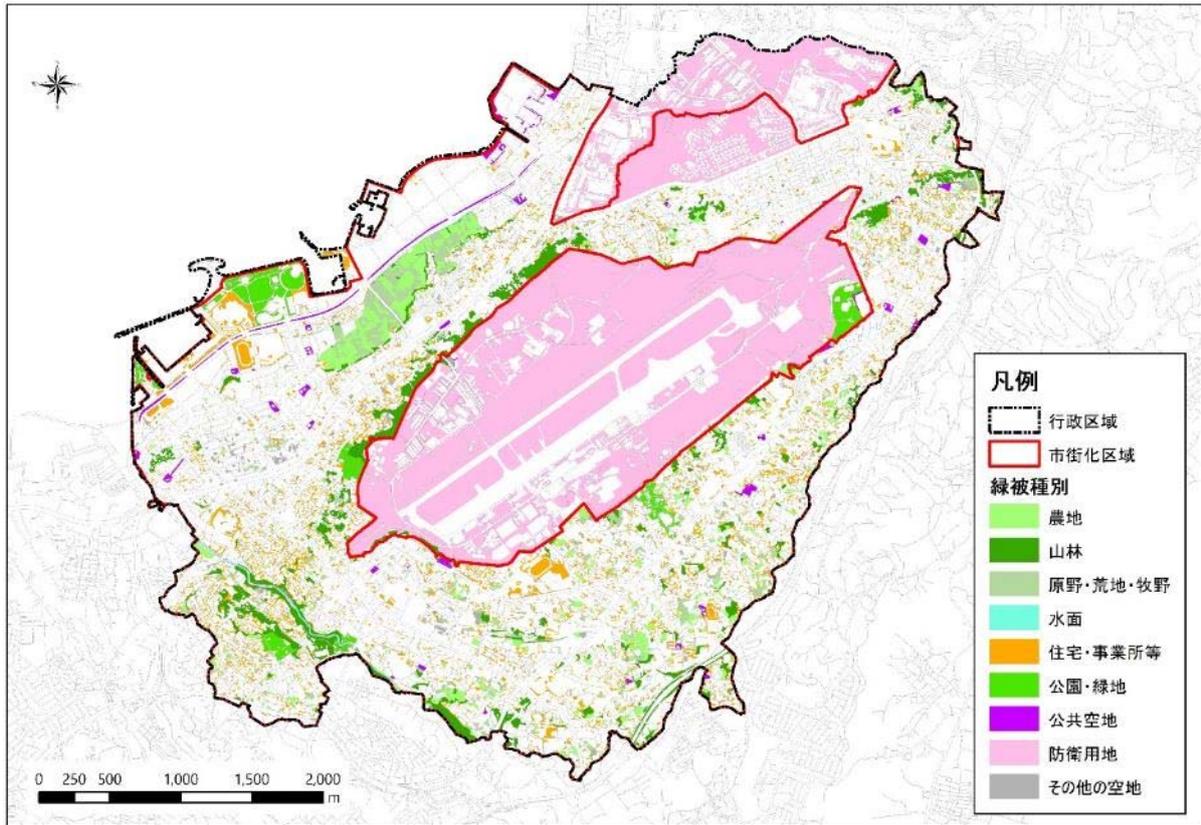


図1-4 緑被現況図

表1-1 緑被現況図凡例の説明

種別	面積 (ha)	都市計画基礎調査 土地利用現況データ (GIS) との重ね合わせ	備考
農地	49.4	田、畑	
山林	73.6	山林	建物や構造物を除く
原野・荒野・牧野	58.9	原野・荒野・牧野、その他（海浜等）	建物や構造物を除く
水面	2.3	水面	航空写真で判読できないものを含む
敷地内の緑	103.2	住宅用地、併用住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、文教厚生用地	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
公共空地	11.6	公共	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
公園・緑地の緑	27.6	公園・緑地	樹林・草地・裸地のみ抽出
その他の空地	18.9	その他の空地	建物や構造物を除く アスファルトなど人工被覆を除く
防衛用地の緑	420.9	防衛用地	樹林・草地・裸地のみ抽出
合計	766.4		

※緑被の抽出方法

- ・GIS上で「航空写真画像データ」と「宜野湾市デジタルマッピングデータ」、「沖縄県都市計画基礎調査土地利用現況データ」を重ね合わせて表示する。
- ・「航空写真画像データ」を目視し、「土地利用現況データ」を加工して緑被と考えられる部分の図形データを作成する。

資料：宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）

(2) 施設緑地の現況

① 都市公園

本市には51の公園（街区公園38箇所、近隣公園8箇所、地区公園3箇所、運動公園1箇所、都市緑地1箇所）が位置づけられており、そのうち39箇所（街区公園31箇所、近隣公園3箇所、地区公園3箇所、運動公園1箇所、都市緑地1箇所）が供用開始済み（整備中含む）となっています。

面積で見ると、計画面積（都市計画決定されていない都市公園部分を含む）は、街区公園10.48ha、近隣公園15.07ha、地区公園17.30ha、運動公園15.80ha、都市緑地0.06haであり、供用開始済み面積は、街区公園7.83ha（計画面積の74.7%）、近隣公園5.21ha（34.6%）、地区公園10.82ha（62.5%）、運動公園15.80ha（100%）、都市緑地0.06ha（100%）であり、近隣公園の整備率が低くなっています。

表1-2 都市公園の状況

	計画		供用開始済		整備率 (%)		住民1人あたり面積 (㎡)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積	計画	供用開始済
街区公園	38	10.48	31	7.83	81.6	74.7	1.05	0.78
近隣公園	8	15.07	3	5.21	37.5	34.6	1.50	0.52
地区公園	3	17.30	3	10.82	100.0	62.5	1.73	1.08
運動公園	1	15.80	1	15.80	100.0	100.0	1.58	1.58
都市緑地	1	0.06	1	0.06	100.0	93.8	0.01	0.01
合計	51	58.71	39	39.71	76.5	67.6	5.86	3.96

資料：公園台帳（2021年9月）、住民基本台帳（2021年9月）

表1-3 (参考) 都市公園の種類

種別	内容	
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。(参考：誘致距離の標準250m [※])
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積2haを標準として配置する。(参考：誘致距離の標準500m [※])
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積4haを標準として配置する。(参考：誘致距離の標準1km [※])
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。	
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	

資料：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 ホームページ抜粋加工

※誘致距離の標準：従来、都市公園法施行令に規定されていたもの（平成15年3月28日より廃止）

住区基幹公園^{※1}の配置状況をみると、市内の大半は誘致圏に含まれています。海岸沿いの工業地等で誘致圏外となっている他、市域南部の市街地が誘致圏外となっています。

また、近隣公園には未整備となっているものが多く、米軍基地北側の市街地では、誘致圏から外れている地域も多く存在しています。

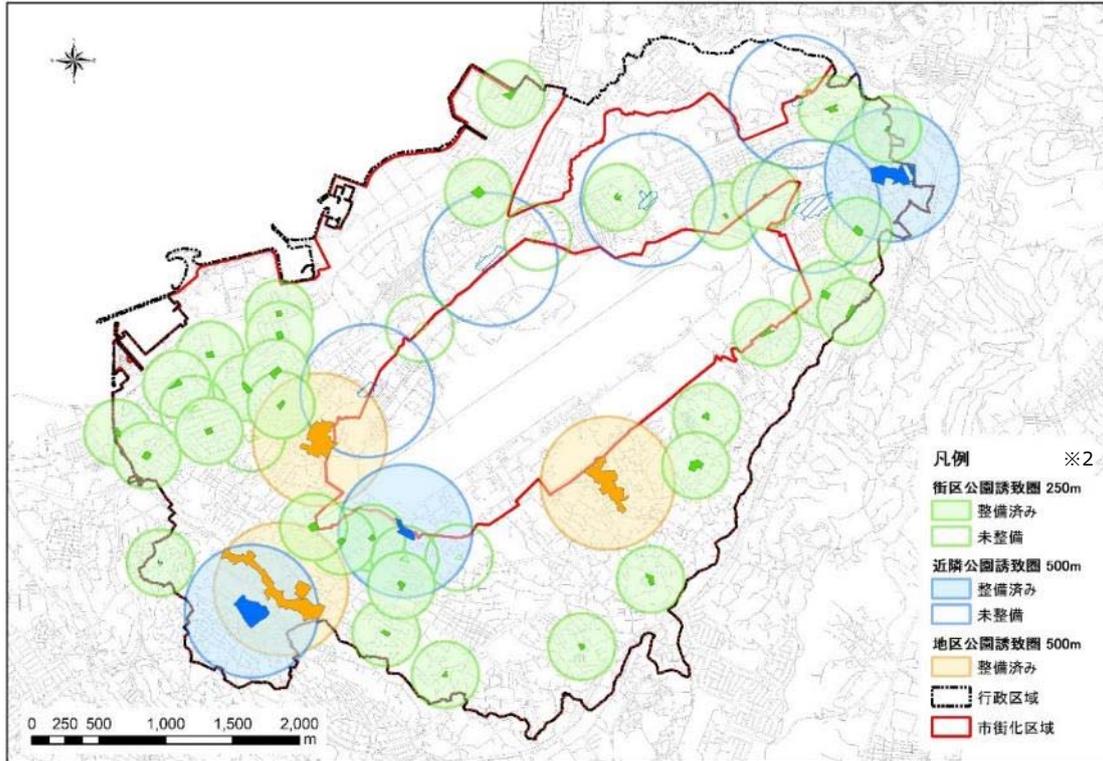


図1-5 住区基幹公園と誘致圏の状況

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成29年度）に基づき加工

※1：主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

※2：上記各公園誘致圏については、街区公園は250mとし、近隣公園及び地区公園は、高齢者の一般的な徒歩圏である500mとする。（p.25表1-3参照）

② その他の公園

本市には、都市公園のほかに、住宅供給公社からの移管による公園が7箇所、開発による公園が13箇所、区画整理等による緑地帯が13箇所、その他公園・遊歩道が3箇所整備されており、供用面積の合計は13,930㎡（約1.4ha）となっています。

表1-4 その他の公園の状況

	供用開始済	
	箇所数	面積 (㎡)
住宅供給公社移管による公園	7	3,371
開発による公園	13	3,097
区画整理等による緑地帯	13	4,899
その他公園・遊歩道	3	2,563
合計	36	13,930

資料：宜野湾市海浜公園等指定管理者施設一覧表（平成31年3月）

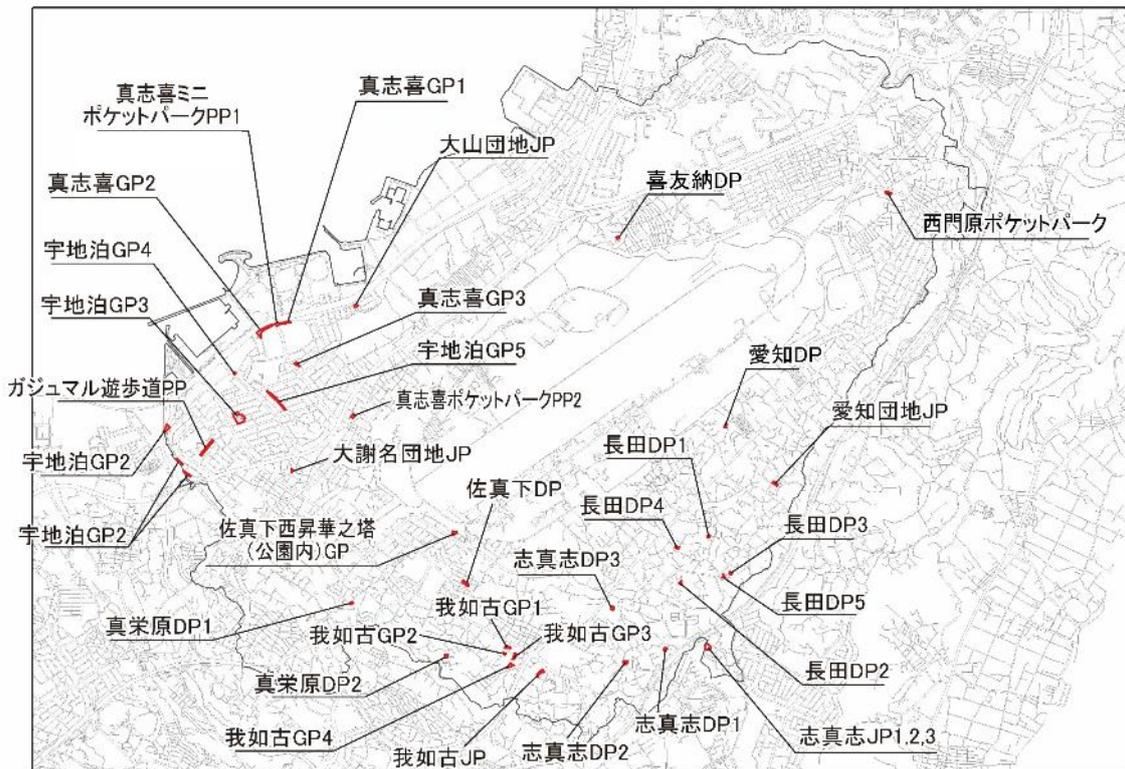


図1-6 その他の公園位置図

資料：宜野湾市その他公園位置図（施設管理課提供資料）

③ 公共施設緑地

市内の主な公共施設緑地としては、公立学校オープンスペース 15.4ha、公共グラウンド等 5.1ha、宜野湾港マリーナ 4.0ha、その他公共施設内緑地 7.9ha の計 32.4ha があげられます。

(3) 地域制緑地の現況

市内では、河川法に基づく河川区域 2.1ha、森林法に基づく地域森林計画対象民有林 85.2ha の合計 87.3ha の地域制緑地が指定されています。

表1-5 地域制緑地の状況

区分	面積 (ha)	備考
河川区域 (河川法)	2.1	図上計測
地域森林計画対象民有林 (森林法)	85.2	都市計画基礎調査
合計	87.3	

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成 30 年度）、航空写真、図上計測

※図上計測は、沖縄県都市計画基礎調査 GIS データによる面積

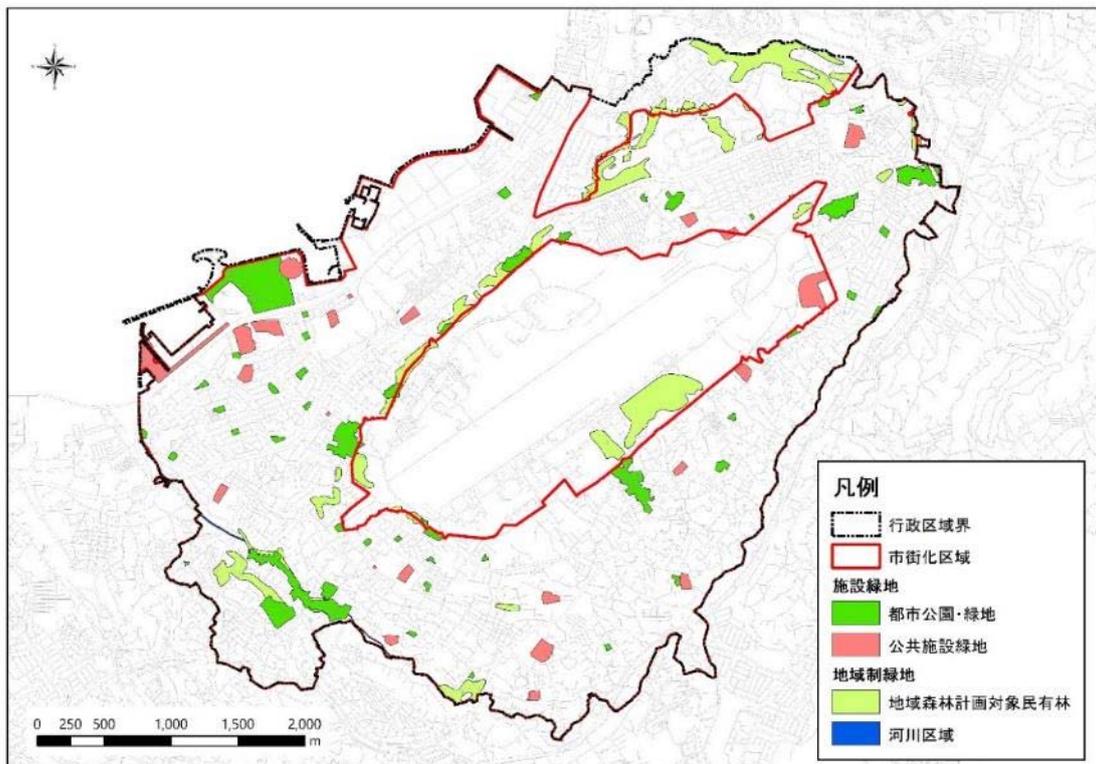


図1-7 緑地現況総括図

資料：沖縄県都市計画基礎調査 GIS データ（「都市公園・緑地」：平成 29 年度、「地域森林計画対象民有林」：平成 28 年度）、航空写真、図上計測

4. みどりに関する市民意向

(1) 調査概要

「緑の基本計画」の見直しにあたり、市民ニーズを把握し、今後の施策展開に役立てることを目的としてアンケート調査を以下のとおり実施しました。

調査対象	: 宜野湾市内在住の20歳以上から、3,000人を無作為抽出。
配布・返信方法	: 郵送にて配布。市都市計画課宛へ返信（料金受取人払い）。
実施期間	: 令和元年11月21日～12月9日（19日間）
回収数	: 587票（回収率19.6%）

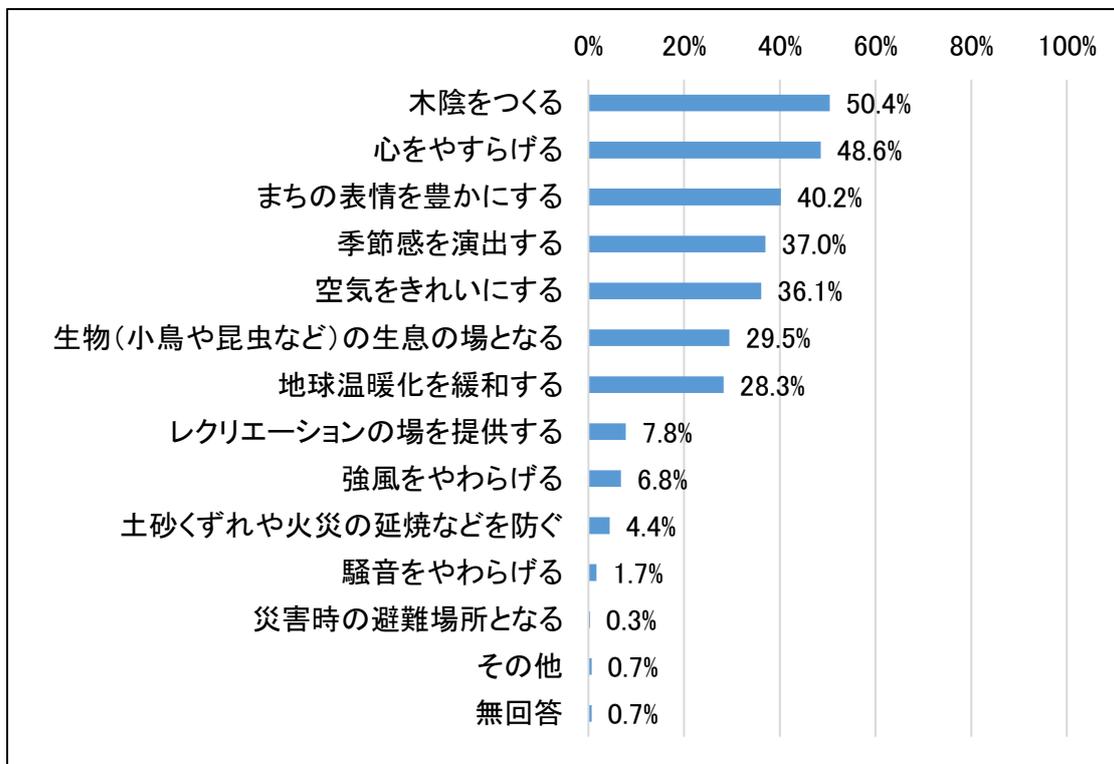
(2) アンケート集計結果

主な設問項目についての回答結果を以下に示します。

① みどり全般について

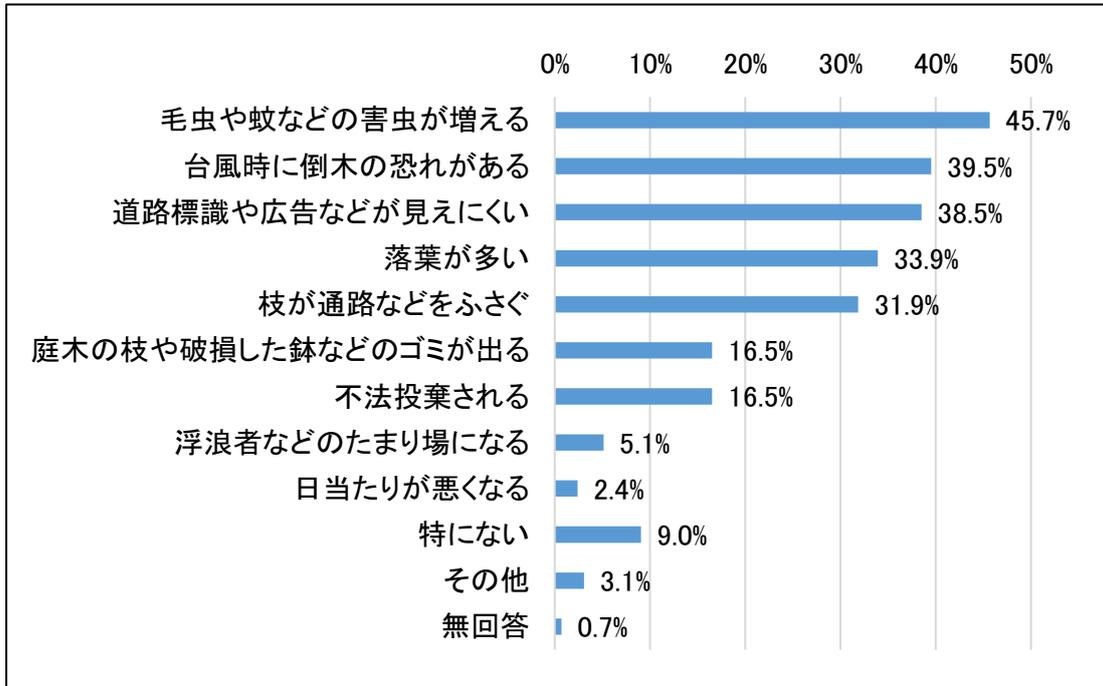
1) みどりがあって好ましい点（3つまで回答）

みどりがあって好ましい点は、「木陰をつくる」が296件（50.4%）と最も多くなっており、次いで「心をやすらげる」が285件（48.6%）となっています。



2) みどりがあって困る点 (3つまで回答)

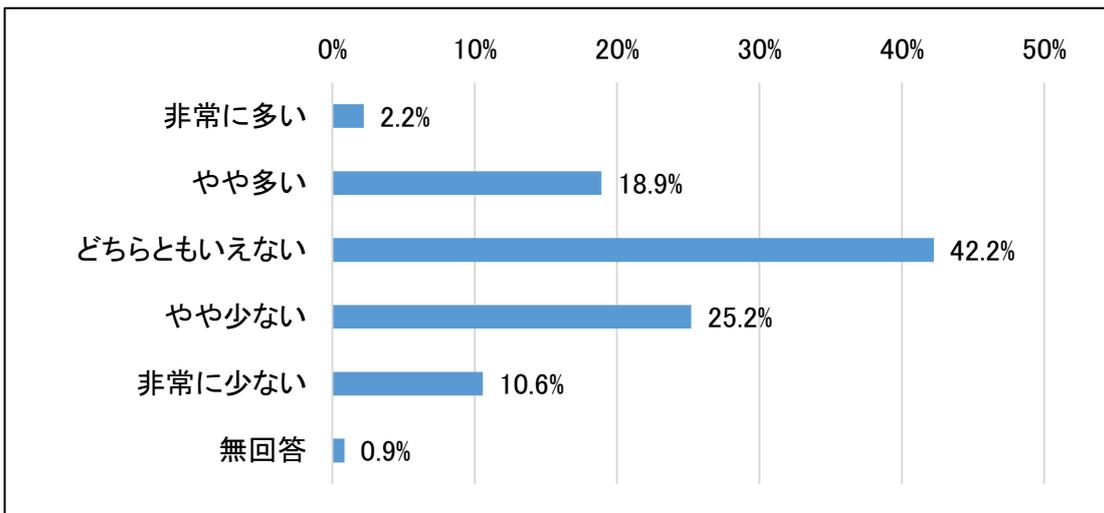
みどりがあって困る点は、「毛虫や蚊などの害虫が増える」が268件(45.7%)と最も多くなっており、次いで「台風時に倒木の恐れがある」が232件(39.5%)となっています。



② 市内のみどりについて

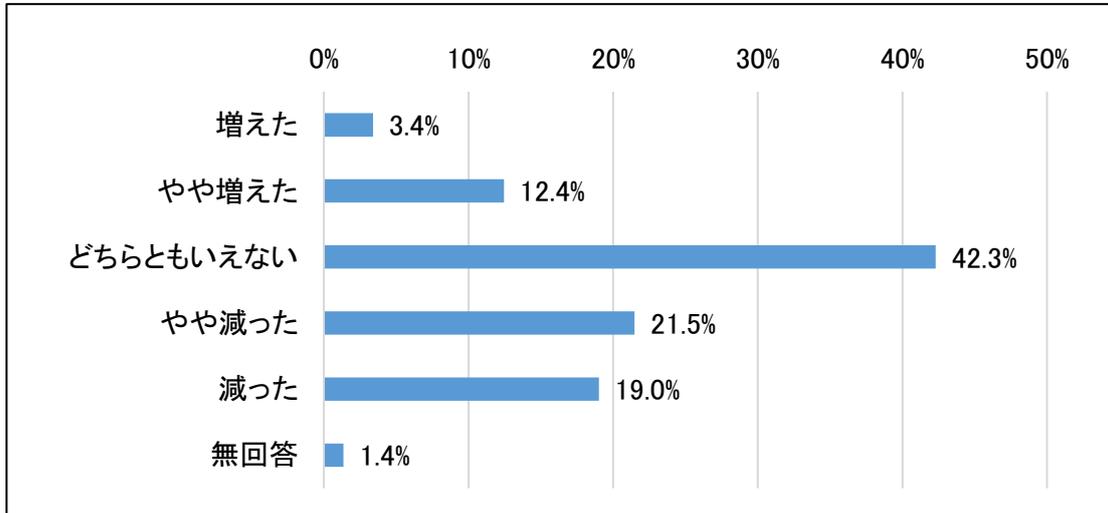
1) 市内のみどりの量について

みどりの量は、「非常に少ない」(10.6%)と「やや少ない」(25.2%)の合計が35.8%で、「非常に多い」(2.2%)と「やや多い」(18.9%)の合計21.1%を上回っており、みどりが少ないと感じている人が多いことが伺えます。



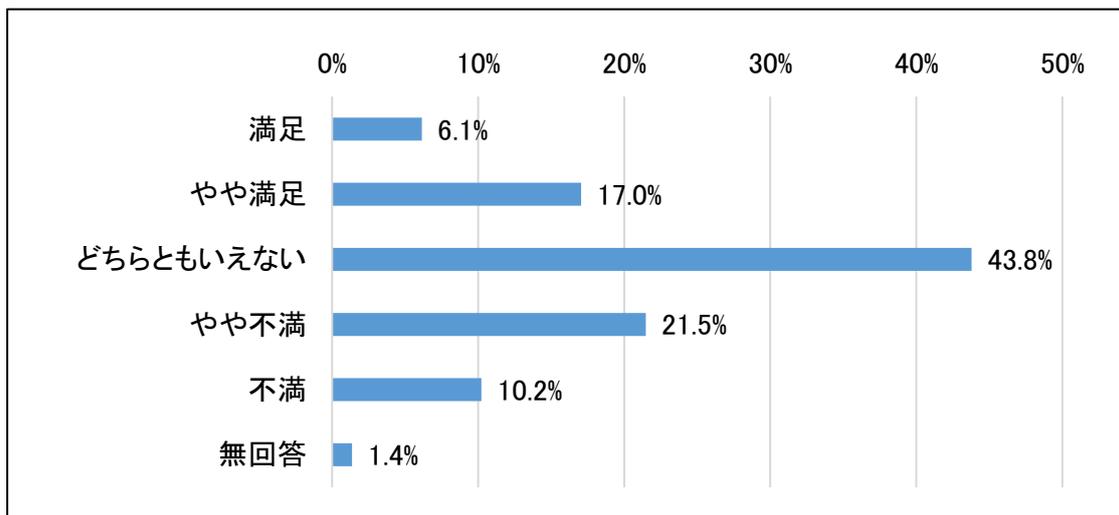
2) みどりの経年比較

10年前と比べた市内のみどりは、「減った」(19.0%)と「やや減った」(21.5%)の合計が40.5%で、「増えた」(3.4%)と「やや増えた」(12.4%)の合計15.8%を上回っており、みどりが減少している状況が伺えます。



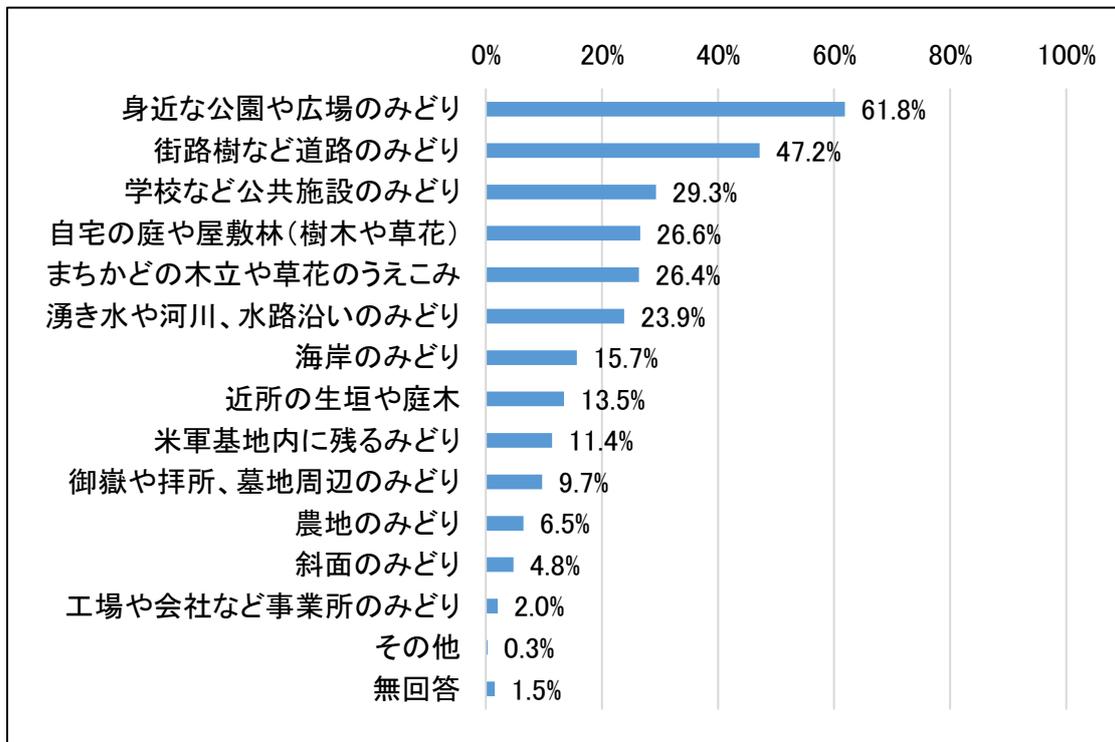
3) みどりの満足度

みどりの満足度は、「不満」(10.2%)と「やや不満」(21.5%)の合計が31.7%で、「満足」(6.1%)と「やや満足」(17.0%)の合計23.1%を上回り、満足度が低いことが伺えます。



4) 好ましいみどり

好きなみどりは、「身近な公園や広場のみどり」が363件(61.8%)と最も多くなっており、次いで「街路樹など道路のみどり」が277件(47.2%)となっています。



また、市内で最も好きなみどりの場所として、以下のような回答が挙げられています。
(複数の回答があったもの、五十音順)

<公園>

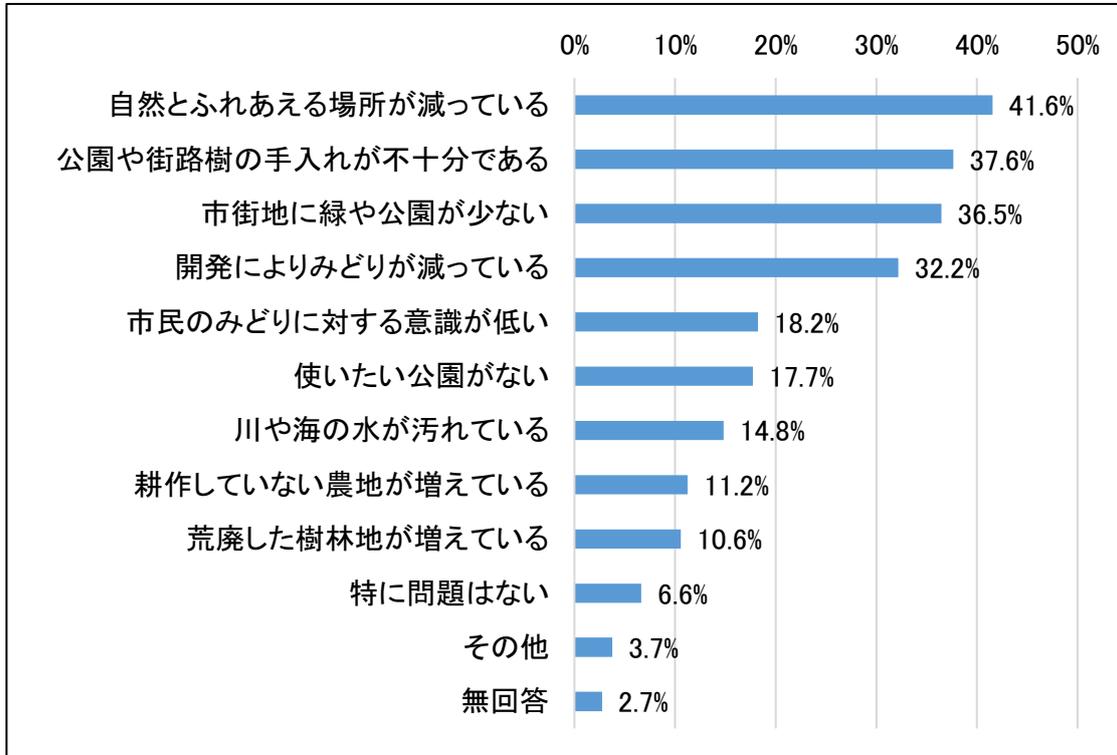
- ・いこいの市民パーク
- ・嘉数高台公園
- ・きさらぎ児童公園
- ・宜野湾海浜公園
- ・野嵩第一公園
- ・比屋良川公園
- ・森川公園
- ・わかたけ児童公園 など

<公園以外>

- ・大山田いも畑
- ・宜野湾バイパス
- ・でいご通り (伊佐から普天間にかけての街路樹)
- ・長田交差点の花壇
- ・普天満宮周辺
- ・ふんしんせせらぎ通り など

5) みどりの問題点

みどりの問題点は、「自然とふれあえる場所が減っている」が244件(41.6%)と最も多くなっており、次いで「公園や街路樹の手入れが不十分である」が221件(37.6%)となっています。



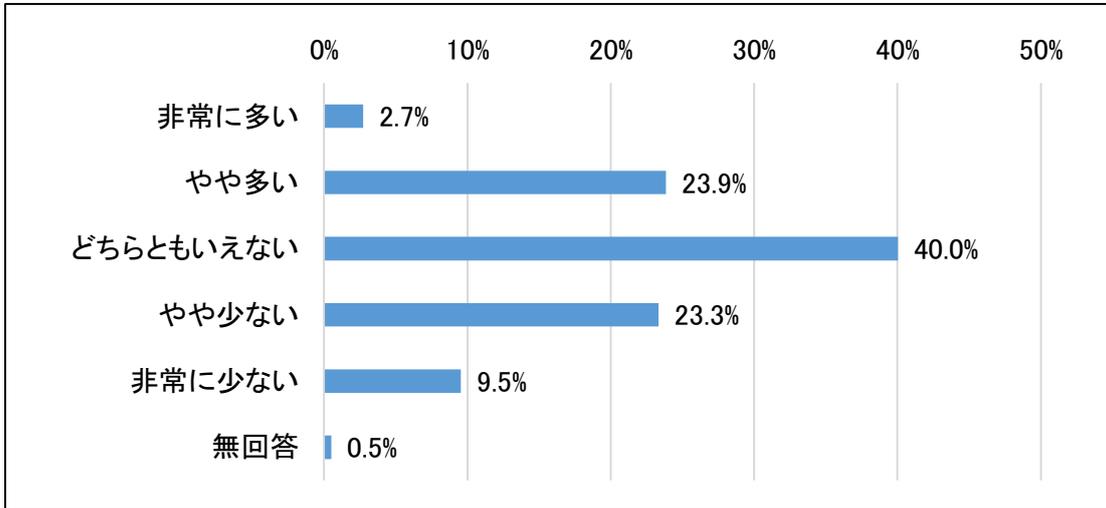
また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・歩道に日陰が少なく、暑い夏の日には日差しがきつくて歩くのがつらい
- ・道路沿いの雑草
- ・街路樹や公共施設の植栽が黒木ばかりで、緑陰をつくるような樹冠の大きな樹木が少ない
- ・市役所前の樹木の伐採 など

③ 身近なみどりについて

1) お住まいの地区のみどりの量

地区のみどりの量は、「どちらともいえない」が235件(40.0%)と最も多くなっており、次いで「やや多い」が140件(23.9%)となっています。



地区別では、「非常に多い」・「やや多い」の割合が高いのは嘉数、神山、大山となっており、一方で、「非常に少ない」・「やや少ない」の割合が高いのは赤道、我如古、喜友名となっています。

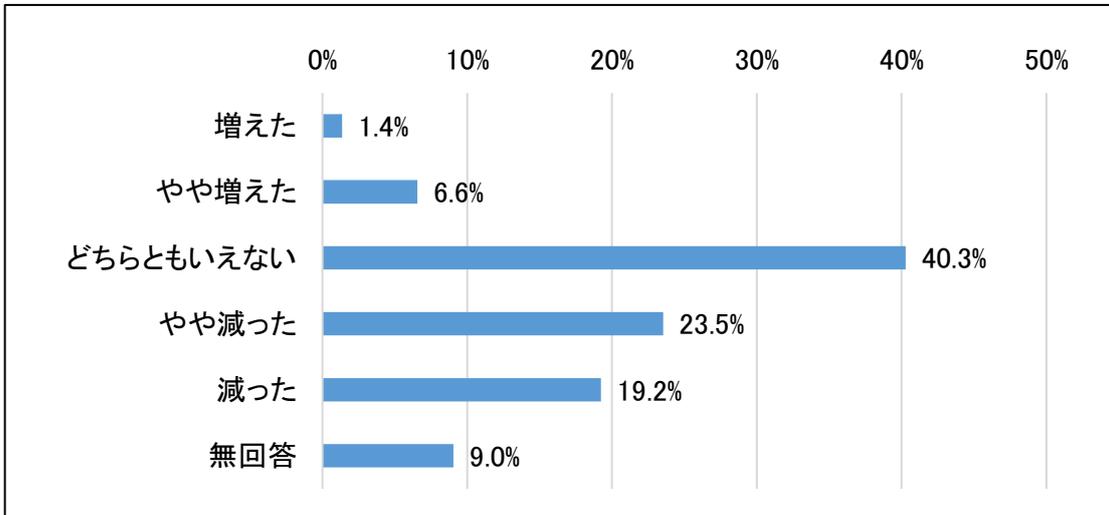
割合：%

地区名	「非常に多い」+ 「やや多い」		どちらとも いえない		「やや少ない」+ 「非常に少ない」		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
愛知	4	14	15	52	10	34	29	100
赤道	0	0	8	50	8	50	16	100
安仁屋	0	0	0	0	0	0	0	0
新城	3	18	8	47	6	35	17	100
伊佐	3	14	10	45	9	41	22	100
上原	6	40	4	27	5	33	15	100
宇地泊	6	19	12	39	13	42	31	100
大謝名	10	23	20	45	13	30	44	100
大山	21	45	19	40	7	15	47	100
嘉数	24	69	9	26	2	6	35	100
神山	4	67	1	17	1	17	6	100
我如古	6	12	20	38	26	50	52	100
喜友名	2	13	6	38	8	50	16	100
宜野湾	9	23	15	38	15	38	40	100
佐真下	1	25	2	50	1	25	4	100
志真志	5	21	9	38	10	42	24	100
中原	0	0	0	0	0	0	0	0
長田	6	20	14	47	10	33	30	100
野嵩	18	40	16	36	11	24	45	100
普天間	2	12	8	47	7	41	17	100
真栄原	7	18	13	33	19	49	39	100
真志喜	14	38	18	49	5	14	37	100
無回答	5	24	8	38	7	33	21	100
合計	156	27	235	40	193	33	587	100

※無回答を除いており、合計が100%にならない場合があります。

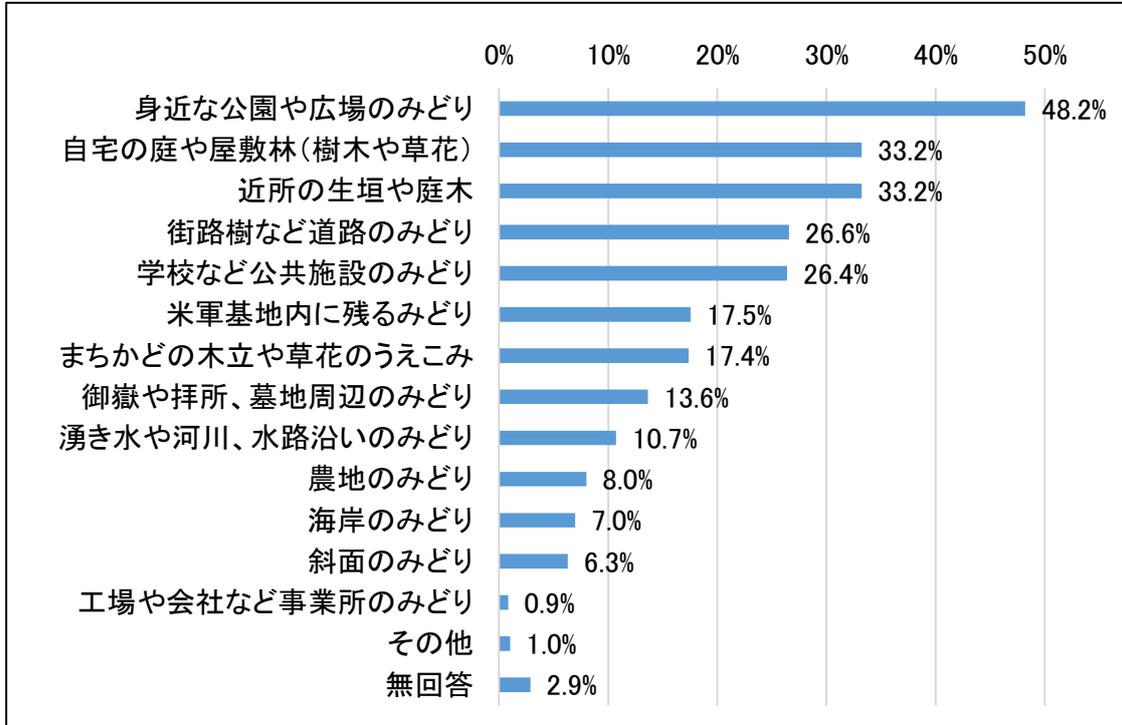
2) お住まいの地区のみどりの経年変化

地区のみどりの経年比較は、どちらともいえないが178件(40.3%)と最も多くなっており、次いでやや減ったが104件(23.5%)となっています。



3) お住まいの地区でみどりを感じるもの

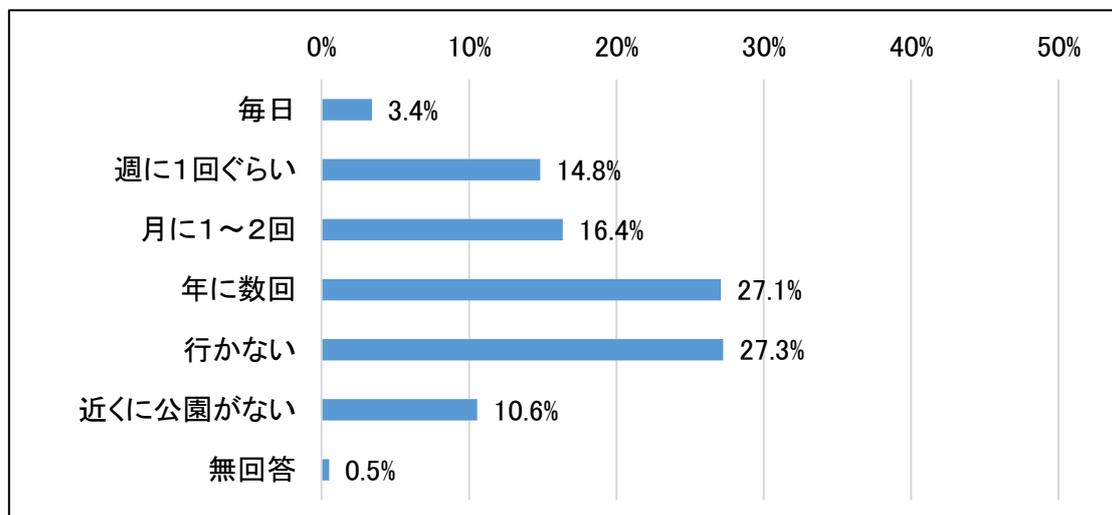
みどりを感じるものは、「身近な公園や広場のみどり」が283件(48.2%)と最も多くなっており、次いで「自宅の庭や屋敷林(樹木や草花)」、「近所の生垣や庭木」が195件(33.2%)となっています。



④ 公園について

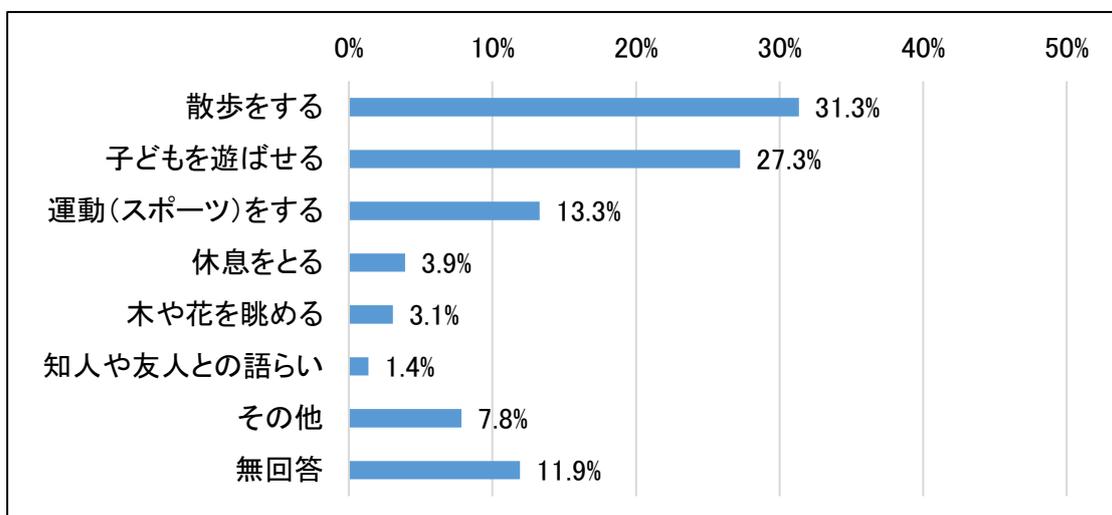
1) 公園に行く頻度

公園訪問頻度は、「行かない」が160件(27.3%)と最も多くなっており、次いで「年に数回」が159件(27.1%)となっています。



2) 公園に行く目的

公園に行く目的は、「散歩をする」が184件(31.3%)と最も多くなっており、次いで「子どもを遊ばせる」が160件(27.3%)となっています。

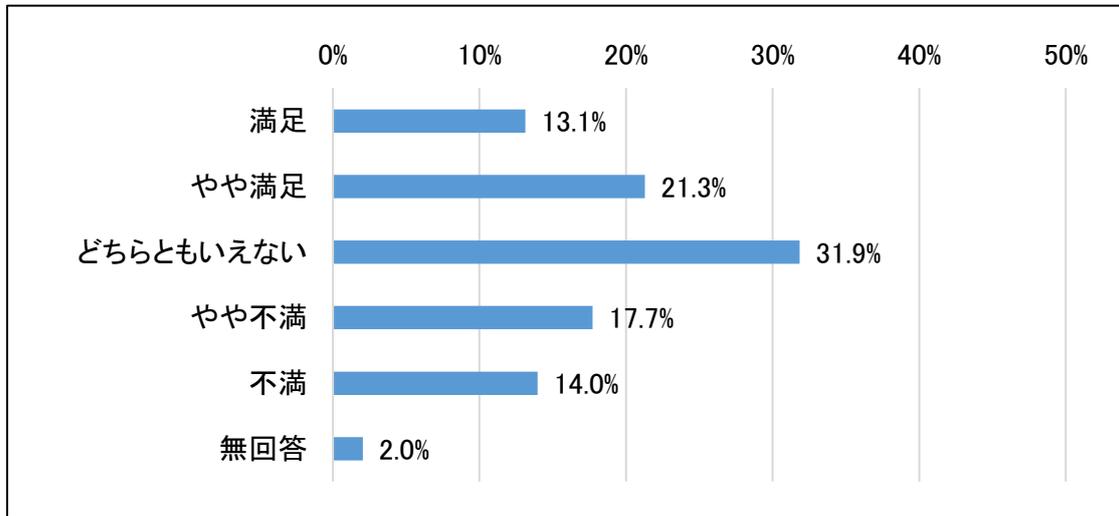


また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・ウォーキング
- ・働いている保育園の子供達と一緒に散歩に出かける
- ・外出のついでに立寄る
- ・孫を遊ばせる
- ・犬の散歩 など

3) お住まいの地区における公園の満足度

お住まい地区の公園に対する満足度は、「どちらともいえない」が187件(31.9%)と最も多くなっており、次いで「やや満足」が125件(21.3%)となっています。



地区別では、「満足」・「やや満足」の割合が高いのは神山、真志喜、愛知となっており、一方で、「不満」・「やや不満」の割合が高いのは新城、喜友名、志真志となっています。

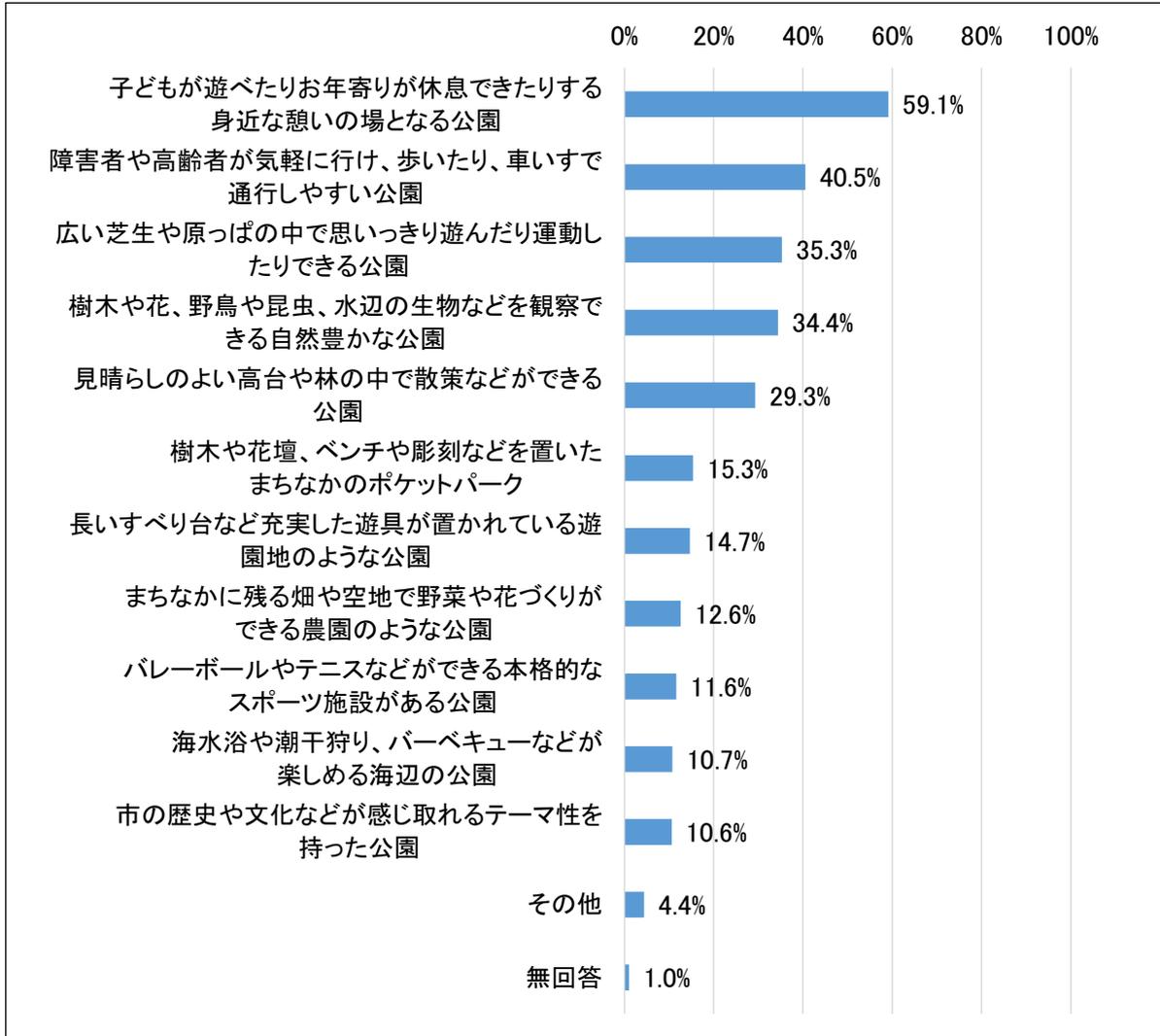
割合：%

地区名	「満足」+ 「やや満足」		どちらとも いえない		「やや不満」+ 「不満」		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
愛知	17	59	9	31	3	10	29	100
赤道	6	38	6	38	4	25	16	100
安仁屋	0	0	0	0	0	0	0	0
新城	1	6	5	29	10	59	17	100
伊佐	8	36	11	50	3	14	22	100
上原	7	47	4	27	4	27	15	100
宇地泊	17	55	5	16	9	29	31	100
大謝名	9	20	22	50	13	30	44	100
大山	14	30	15	32	18	38	47	100
嘉数	13	37	15	43	7	20	35	100
神山	5	83	1	17	0	0	6	100
我如古	9	17	16	31	27	52	52	100
喜友名	0	0	2	13	9	56	16	100
宜野湾	20	50	12	30	7	18	40	100
佐真下	2	50	2	50	0	0	4	100
志真志	4	17	7	29	13	54	24	100
中原	0	0	0	0	0	0	0	0
長田	7	23	12	40	11	37	30	100
野嵩	13	29	18	40	13	29	45	100
普天間	3	18	3	18	9	53	17	100
真栄原	14	36	9	23	16	41	39	100
真志喜	24	65	7	19	6	16	37	100
無回答	9	43	6	29	4	19	21	100
合計	202	34	187	32	186	32	587	100

※無回答を除いており、合計が100%にならない場合があります。

4) 市内にあるとよいと思う公園

市内にあるとよいと思う公園は、「子どもが遊べたりお年寄りが休憩できたりする身近な憩いの場となる公園」が347件(59.1%)と最も多くなっており、次いで「障害者や高齢者が気軽に行け、歩いたり、車いすで通行しやすい公園」が238件(40.5%)となっています。



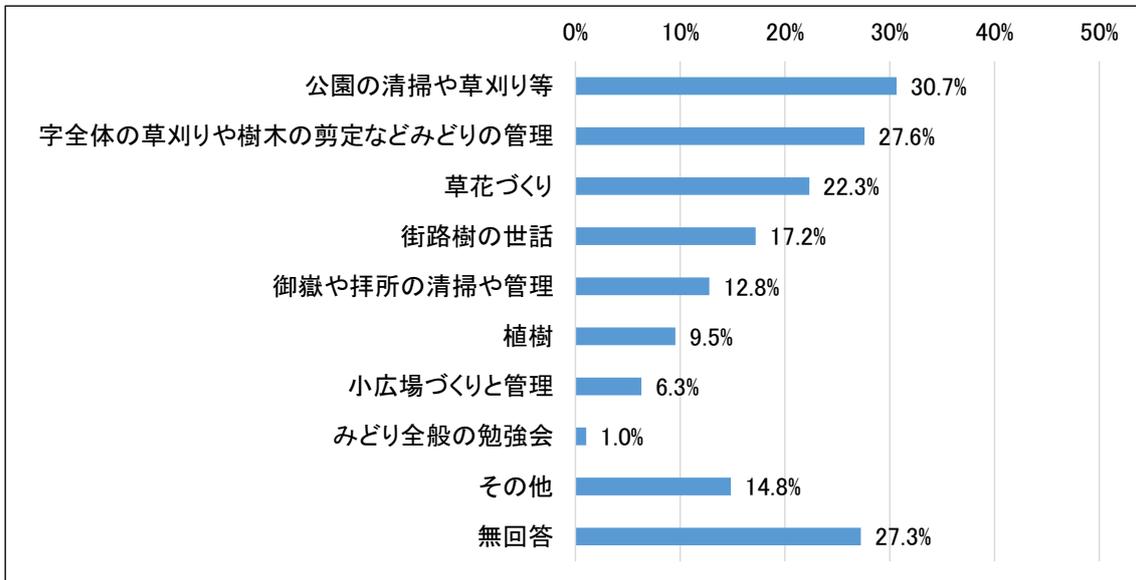
また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・木の下で弁当を食べたりお花見したりお昼寝ができる公園
- ・ストレッチ健康的な器具のある公園（足つぼなど）
- ・緊急避難施設を兼ねた公園（高い建物がある）
- ・オーガニックな食堂のある公園
- ・ペットと気軽に行ける公園（ドッグラン）
- ・木陰やせせらぎなど暑さをしのげる涼がとれる場所
- ・公園でサイクリングコースを設ける等の他、宜野湾海浜公園の充実（自転車貸し出しもすると良い）
- ・ウォーキングが出来るスペースがあるとよい など

⑤ 取り組み・市民参加について

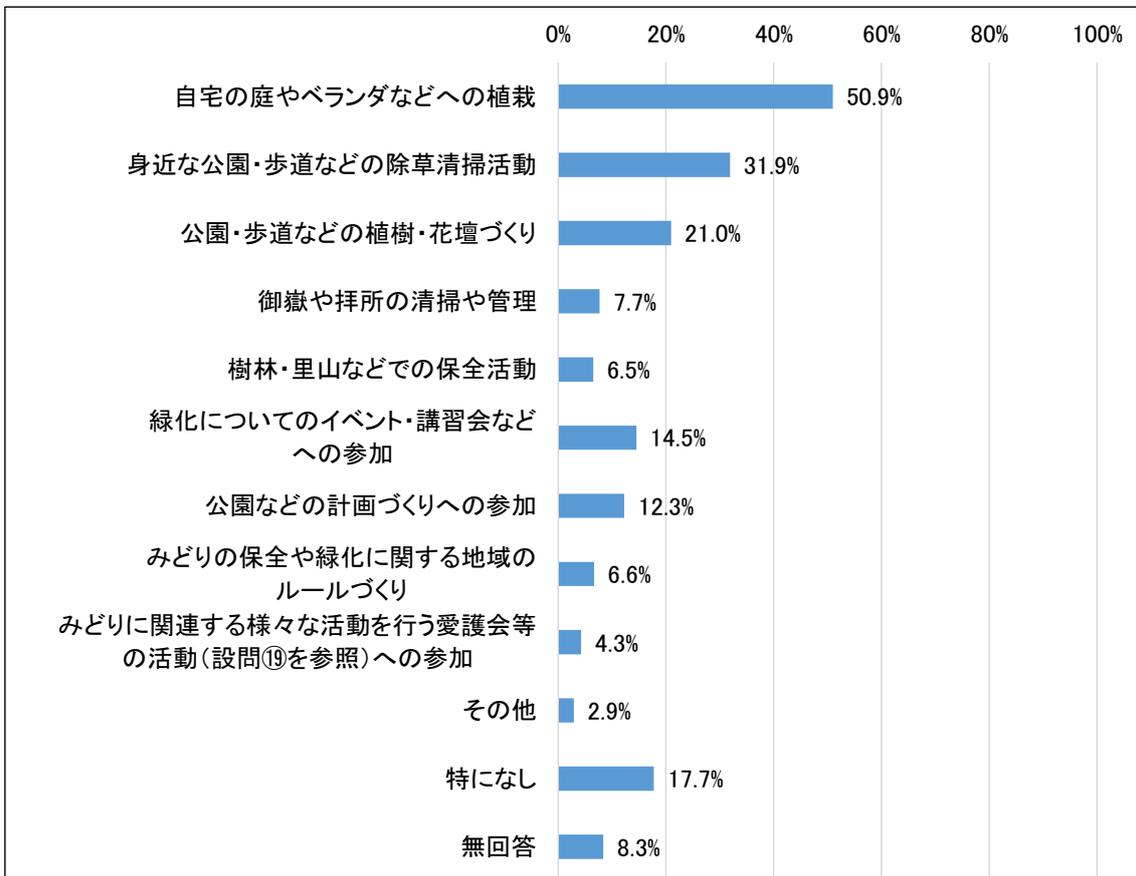
1) お住まいの地区で実施する活動

お住まいの地区での活動は、「公園の清掃や草刈り等」が180件(30.7%)と最も多くなっており、次いで「字全体の草刈りや樹木の剪定などみどりの管理」が162件(27.6%)となっています。



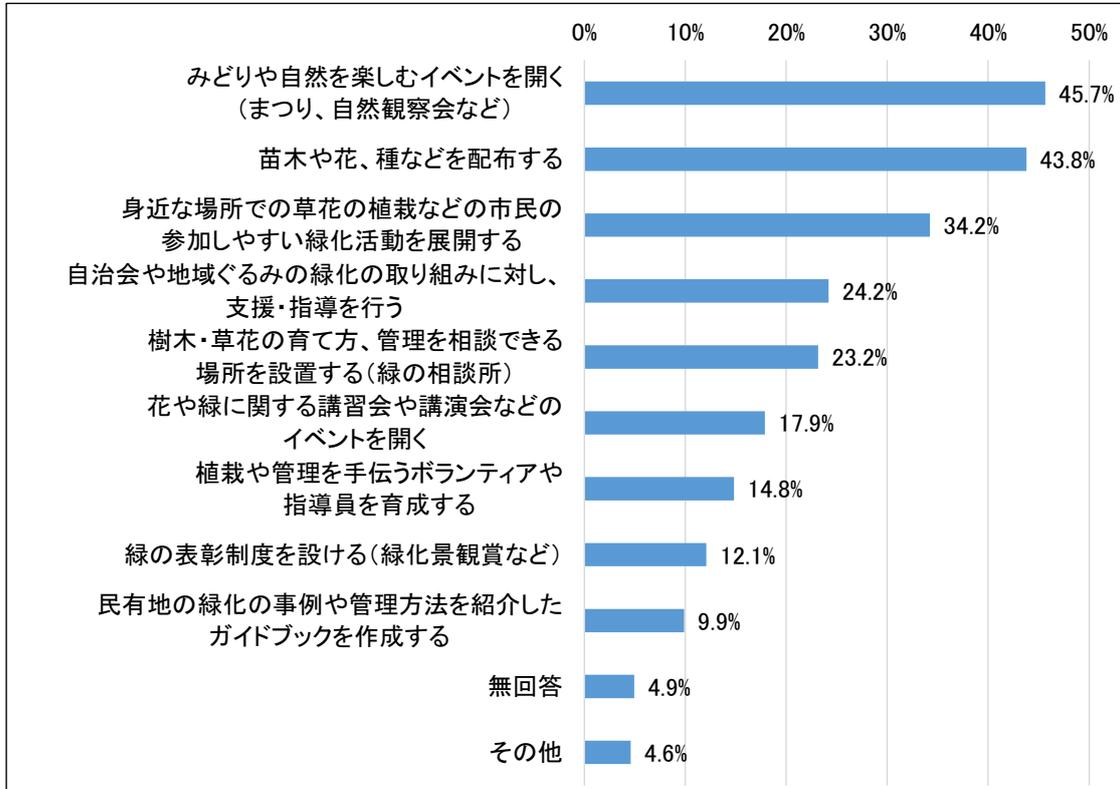
2) 今後参加してみたい、または、協力できる活動

「自宅の庭やベランダなどへの植栽」が299件(50.9%)と最も多くなっており、次いで「身近な公園・歩道などの除草清掃活動」が187件(31.9%)となっています。



3) 市民参加にあたって必要な支援

まちづくりに必要な支援は「みどりや自然を楽しむイベントを開く（まつり、自然観察会など）」が268件（45.7%）と最も多くなっており、次いで「苗木や花、種などを配布する」が257件（43.8%）となっています。

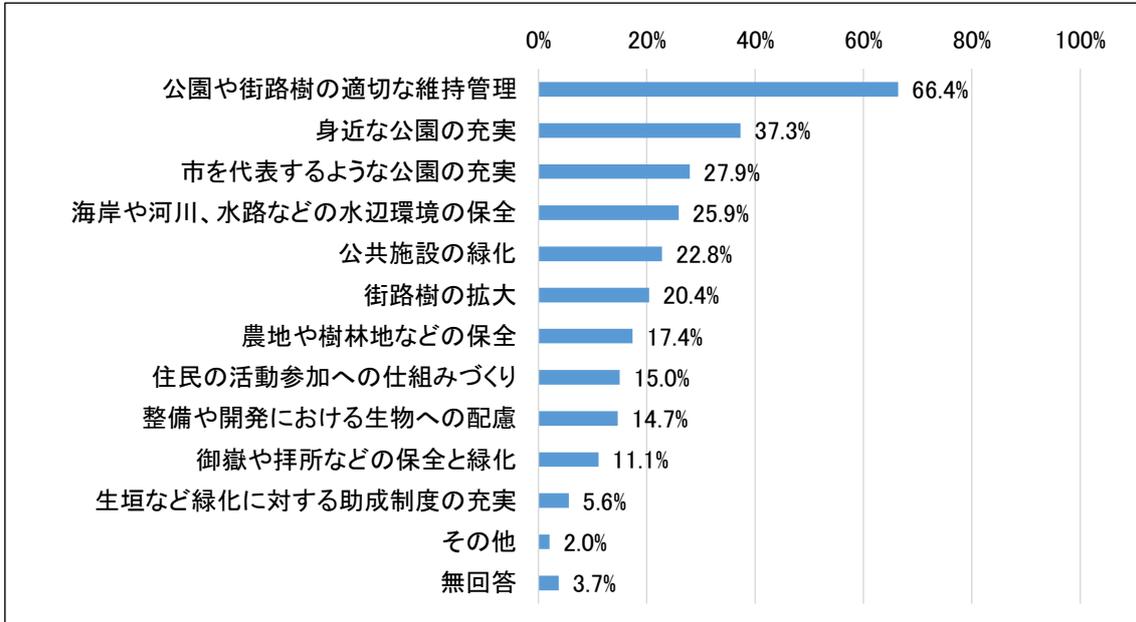


また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・みどりが大切であることをPRする
- ・ファッション雑誌のように緑と生活の密着感を感じられるような情報の発信の
在り方だということ
- ・東村のつつじ祭りのように宜野湾の花というようなシンボルを作り、将来的には
祭りを開けたらいいと思う
- ・市民向けの緑化対策の広報を積極的に行う など

4) みどりのまちづくりの重要度

みどりのまちづくりを進めるため、市が行う取り組みとして重要なものは、「公園や街路樹の適切な維持管理」が390件（66.4%）と最も多くなっており、次いで「身近な公園の充実」が219件（37.3%）となっています。



また、その他として、以下のような回答が挙げられています。

- ・ 枯れ葉や枝の回収
- ・ 雑草の草刈り
- ・ 不法投棄の片付けに対する支援
- ・ 米軍基地内の緑保全
- ・ 緑化のための予算 など

(3) 結果の総括及び市民視点からの課題

アンケート集計結果の概要とともに、市民視点からの課題を整理します。

① みどり全般について

- ・みどりの存在を好意的に感じる点として、「木陰をつくる」、「心をやすらげる」、「まちの表情を豊かにする」、「季節感を演出する」、「空気をきれいにする」、「生物の生息の場となる」、「地球温暖化を緩和する」などが多く挙げられています。
- ・このように、多くの市民にみどりの多様な効果が認識されていることから、みどりの必要性は高く、みどりの保全や緑化に向けた施策の充実が求められます。

② 市内のみどりについて

- ・市内にみどりが少ない、以前と比べて減少したと感じている人が相対的に多く、さらに、みどりに対する満足度も低くなっています。
- ・好きなみどりについて比較的多く挙げられたのは、「身近な公園や広場」、「街路樹など道路」、「学校など公共施設」、「自宅の庭や屋敷林」、「まちかどの木立や草花」などです。
- ・みどりを増やしたい場所についても、「公園や広場」、「学校や公共施設」、「よく通る道路」、「歴史や文化にゆかりのある場所」の回答が多く見られます。
- ・また、みどりに対する問題意識では、「自然とふれあえる場所が減っている」、「公園や街路樹の手入れが不十分」、「市街地に緑や公園が少ない」、「開発によりみどりが減っている」が多く指摘されています。
- ・こうした結果を踏まえて、今後は、公園や公共施設等における緑化や維持管理の充実とともに、みどりの保全を図ることが重要であり、市民の満足度向上にもつながると考えられます。

③ 身近なみどりについて

- ・回答者の居住地においては、以前と比べてみどりの減少を感じている人が、増加に比べて圧倒的に多くなっています。
- ・みどりを感じる対象としては、「公園や広場」、「自宅の庭や屋敷林」、「近所の生垣や庭木」、「街路樹など道路」、「学校など公共施設」が多数を占めています。
- ・以上のことから、市民の身近なみどりを豊かにするためには、公園や公共施設等の緑化とともに、民有地の緑化、市民・企業側でのみどりを増やす活動の充実を図り、行政・市民・企業の協働で取り組むことが求められます。

④ 公園について

- ・公園へ行く目的については、「散歩」、「子どもを遊ばせる」、「運動（スポーツ）」が比較的によく挙げられています。
- ・あるとよいと思う公園のイメージへの回答は、「子どもが遊べたりお年寄りが休息できたりする身近な憩いの場」、「障害者や高齢者が気軽に行け、歩いたり、車いすで通行しやすい公園」、「広い芝生や原っぱの中で思いっきり遊んだり運動したりできる公園」、「樹木や花、野鳥や昆虫、水辺の生物などを観察できる自然豊かな公園」、「見晴らしのよい高台や林の中で散策などができる公園」が多くなっています。
- ・したがって、公園の充実に向けては、誰でも利用しやすいことを基本に、運動や休憩ができる、自然を楽しめる等の様々な機能を配置することや、目的性を持った公園づくりが求められます。

⑤ 取り組み・市民参加について

- ・愛護会など身近なみどりの活動として認知または参加しているのは、「公園の清掃や草刈り等」、「字全体の草刈りや樹木の剪定等」、「草花づくり」が多く挙げられています。
- ・今後参加または協力したい活動では、「自宅の庭やベランダなどへの植栽」、「身近な公園・歩道などの除草清掃」、「公園・歩道などの植樹・花壇づくり」が比較的によく回答されています。
- ・市民が参加するために必要な市の支援については、「みどりや自然を楽しむイベント」、「苗木や花、種などの配布」、「身近な場所で草花の植栽などに参加しやすい活動」などの回答が多くなっています。
- ・市の取り組みとして重要なものでは、「公園や街路樹の適切な維持管理」、「身近な公園の充実」、「市を代表するような公園の充実」、「海岸や河川、水路などの水辺環境の保全」、「公共施設の緑化」が多くなっています。
- ・したがって、市民のまちづくりへの参加を促進するため、多様なニーズに対応して機会を提供することが必要と考えられます。また、市の取り組みとしては、公園整備や維持管理の充実、公共施設の緑化、水辺を含む自然環境の保全が、市民から特に重要視されています。

5. みどりに関する評価と課題

みどりの現況や住民意向を踏まえ、みどりの持つ機能ごとに評価を行い、計画策定にあたっての課題を整理します。

(1) 環境保全機能のみどりの評価と課題

① 環境保全機能のみどりの評価

1) 本市の骨格を形成しているみどり

- ・本市の中央に位置する普天間飛行場及び周辺の斜面地、大山湿地、市北部のキャンプ瑞慶覧、市南部の嘉数高台公園周辺には、多くのみどりが残されています。
- ・宇地泊川沿いに、まとまった樹林地が形成されています。

2) 良好な自然環境を形成しているみどり

- ・斜面地や河川など自然が多く残されている場所では、在来植生による植物群落が形成されており、貴重な野生動植物が多く確認されています。
- ・普天間飛行場周辺の台地に降水が蓄えられ、低地部で湧水として湧き出す地下水の流れが形成されています。
- ・大山湿地では地下水を利用して田いもの栽培が行われ、一団の農地を形成するとともに、貴重な動植物が生息する場となっています。

3) 都市の環境負荷を軽減しているみどり

- ・普天間飛行場や周辺の斜面緑地をはじめ、キャンプ瑞慶覧、嘉数高台公園周辺、河川沿い、大山地区等に存在するまとまったみどりや公園、公共施設のみどりは、二酸化炭素の吸収や蒸散作用による冷却効果といった地球温暖化の抑制効果が期待されます。
- ・道路上の街路樹は、海風や緑地からの清涼な風を送り込む通り道として、ヒートアイランド現象の緩和、騒音の緩和、大気の浄化等、環境負荷の軽減が期待されます。

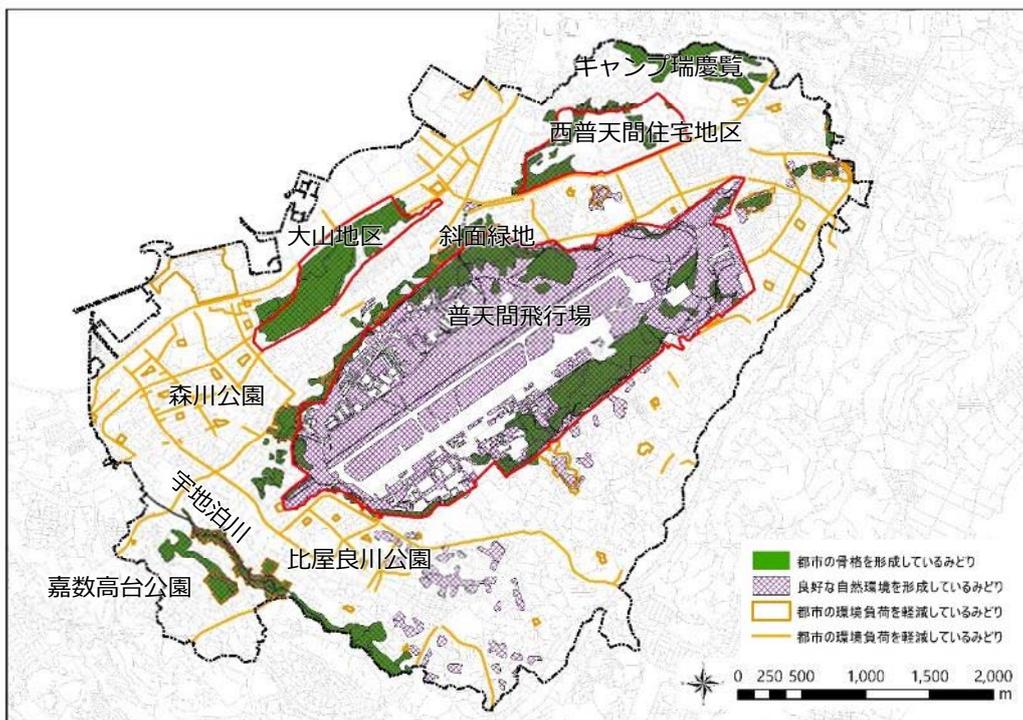


図1-8 環境保全機能のみどりの位置図

② 環境保全機能に関するみどりの課題

●本市の骨格を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場跡地利用においてみどりの保全・創出が求められます。
- ・ 斜面緑地や嘉数高台公園周辺等、市内に残るまとまったみどりは、保全を図る必要があります。
- ・ 宇地泊川沿いのみどりは、保全を図るとともに、親水空間の整備など活用を図る必要があります。

●良好な自然環境を形成しているみどり

- ・ 野生動植物の生息空間となるみどりの保全を図る必要があります。
- ・ 地下水を維持するみどりの保全を図る必要があります。
- ・ 市街地における貴重なまとまった農地である大山湿地については、土地区画整理事業とのバランスを踏まえた上で保全を図る取組が必要となります。

●都市の環境負荷を軽減しているみどり

- ・ 成長期の樹木は、二酸化炭素の吸収源等となり地球温暖化の抑制に効果があるため、限られた市域でみどりの量の維持・増加を図る必要があります。
- ・ 良好な風の通り道を確保するため、街路樹や植栽等の連続したみどりの維持・創出をすることが必要となります。
- ・ 市民一人ひとりがみどりを大切にすよう、緑化の啓発や教育が必要となります。

(2) レクリエーション機能のみどりの評価と課題

① レクリエーション機能のみどりの評価

1) 身近な自然とのふれあいの場となるみどり

- ・ 街区公園や近隣公園は、日常生活における身近な自然とのふれあいの場となっています。
- ・ 都市公園以外のポケットパークが整備されています。

2) 市民のレクリエーションの場となるみどり

- ・ いこいの市民パーク、森川公園、比屋良川公園は、植栽や既存樹林等のみどり豊かな環境のなかで、憩いや運動など多目的に利用できる市民のレクリエーションの場となっています。
- ・ 市立グラウンドや市民広場等は、主にスポーツを目的とした場となっています。

3) 広域的なレクリエーションの場となるみどり

- ・ 宜野湾海浜公園は、多様なスポーツ施設やビーチ等を有し、また、宜野湾マリナーとあわせて多様なレクリエーションニーズに対応した施設構成であり、市内外から多数の人が訪れる公園となっています。

4) 歩行者のネットワークを形成しているみどり

- ・ 街路樹のある歩道は、みどりにより潤いを感じられる、連続した歩行空間が形成されています。
- ・ ふんしんせせらぎ通りや県道 81 号は、花や樹木が良好に維持管理されており、好ましいみどりとして市民に親しまれています。

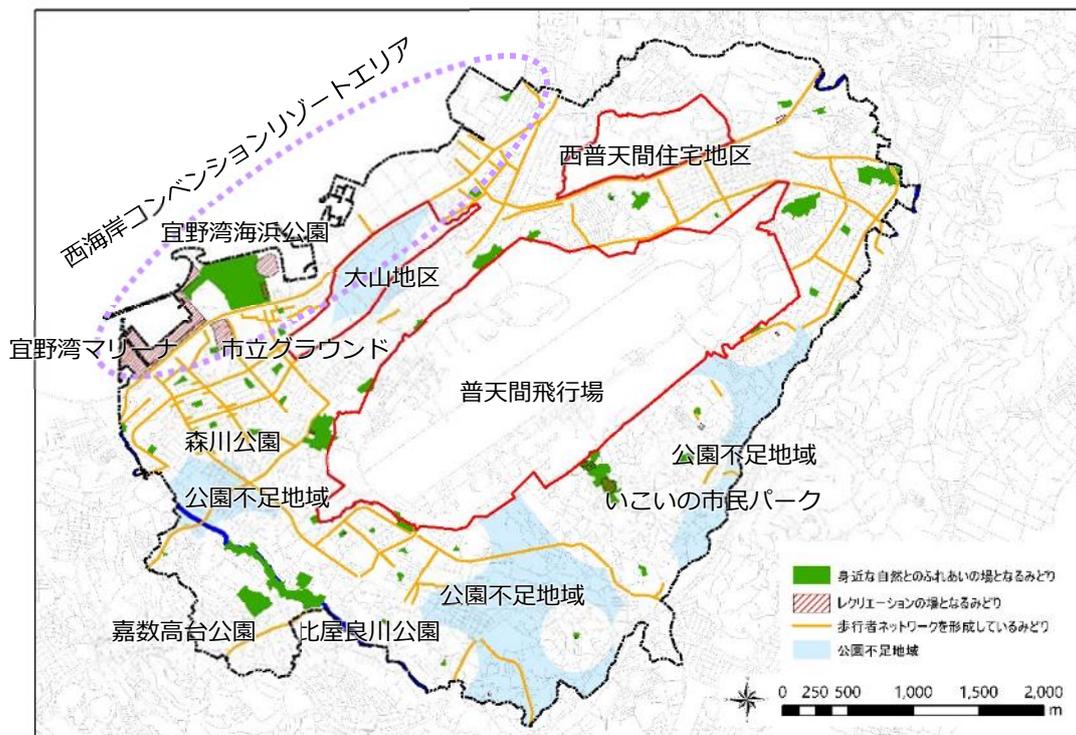


図1-9 レクリエーション機能のみどりの位置図

② レクリエーション機能に関するみどりの課題

● 身近な自然とのふれあいの場となるみどり

- ・ 公園不足地域解消や地域の生活環境の充実を図るため、公園の整備・維持・管理を継続的に進めていく必要があります。
- ・ 街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、子どもや高齢者が安心して利用できる施設整備が求められます。
- ・ 老朽化施設の計画的な対策を図る必要があります。

● 市民のレクリエーションの場となるみどり

- ・ 河川においては、河川管理者と連携を図り、公園整備に合わせて、親水空間の創出が求められます。

● 広域的なレクリエーションの場となるみどり

- ・ 宜野湾海浜公園は、将来にわたり機能維持・向上が求められます。
- ・ 西海岸のコンベンションリゾートエリアをはじめ、観光スポットにおけるみどりの環境整備や周遊ルート等の緑化を図る必要があります。

● 歩行者のネットワークを形成しているみどり

- ・ みどりの潤いを感じながら快適に通行できる、連続的な歩行者空間の形成が求められます。

(3) 防災機能のみどりの評価と課題

① 防災機能のみどりの評価

1) 土砂災害・洪水被害の低減・緩和機能を有するみどり

- ・ 普天間飛行場周辺部やキャンプ瑞慶覧、嘉数高台公園等にある斜面地の樹林帯及び急傾斜地のみどりは、地震や豪雨等による土砂災害を低減する効果があります。
- ・ みどりは、豪雨時等の降水をたくわえて洪水を緩和する効果があります。

2) 火災時の延焼防止・緩和機能を有するみどり

- ・ 道路に整備された街路樹や、住宅等が多く建ち並ぶ地域にある公園・緑地は、火災時の延焼を防止・緩和する効果があります。

3) 災害時の安全な避難活動に資するみどり

- ・ 指定緊急避難場所となっている公園、また、避難路の機能を有する道路の街路樹は、安全な避難活動を支える役割を担っています。

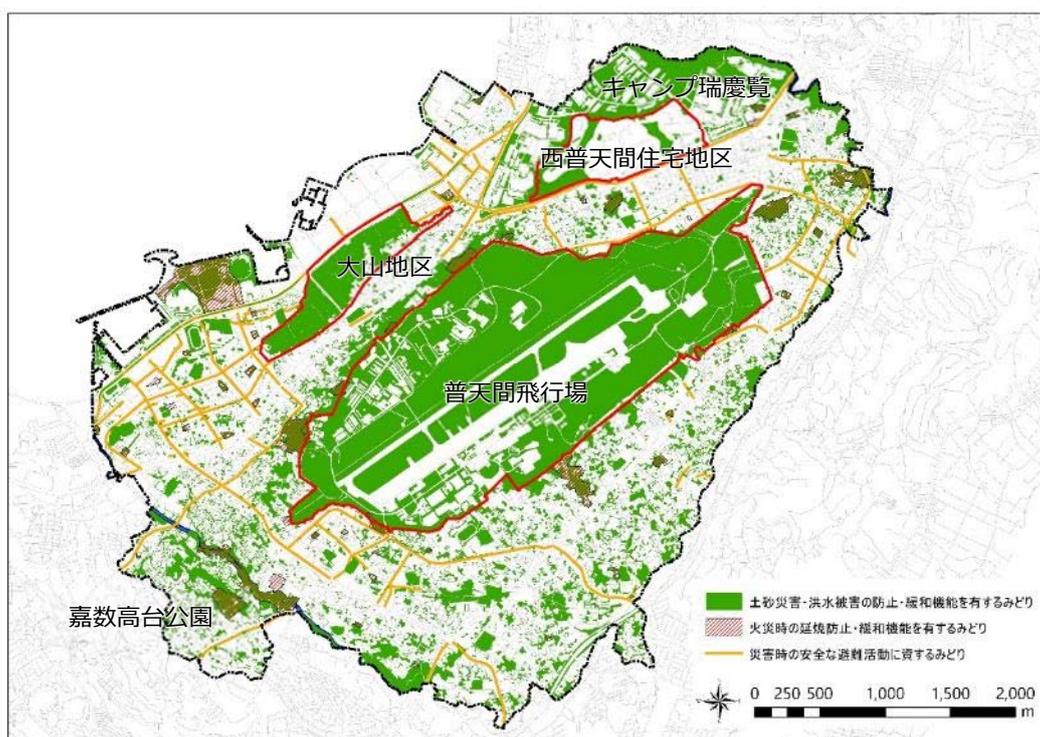


図1-10 防災機能のみどり位置図

② 防災機能に関するみどりの課題

●土砂災害・洪水被害の低減・緩和機能を有するみどり

- ・土砂災害等が想定される斜面地では、樹林帯の保全により、土砂の流出抑制を図る必要があります。
- ・洪水の緩和を図るため、みどりの保全とともに、開発等にあたってみどりの創出が求められます。

●火災時の延焼防止・緩和機能を有するみどり

- ・公園不足地域では、公園整備により災害時に必要なオープンスペースを確保する必要があります。
- ・避難路の機能を有する道路の街路樹については、適切な維持管理が求められます。

●災害時の安全な避難活動に資するみどり

- ・内陸側に広域防災機能の確保が望ましいが、現状で広大なスペースが無いため、普天間飛行場返還後の跡地利用による機能確保が求められます。
- ・街路樹選定にあたっては、台風時等の強風への考慮が必要となります。

(4) 景観機能のみどりの評価と課題

① 景観機能のみどりの評価

1) 本市を代表する自然景観を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場西側の斜面緑地をはじめ、嘉数高台公園や森川公園周辺の緑地は、本市のみどりを象徴する自然景観となっています。
- ・ 宇地泊川沿いには、まとまりのある樹林地が存在し、みどり豊かな自然景観が形成されています。
- ・ 内陸側から海側に向けて、宜野湾海浜公園や大山湿地のまとまったみどりのある眺望景観を形成しています。

2) 良好な市街地景観を形成しているみどり

- ・ 公園や歩道の花壇などでは、市民団体である愛護会により清掃や緑化活動が行われており、彩り豊かな花の咲く良好な景観が創出されています。
- ・ 国道58号から海の方角を臨む眺望には、宜野湾海浜公園や大山湿地などみどり豊かな場所を含み、本市の特徴的な景観が形成されています。
- ・ 国道、県道、市道の一部では、それぞれに街路樹が整備されており、みどりの潤いを感じられる道路景観が形成されています。

3) 郷土景観を形成しているみどり

- ・ 喜友名泉、大山貝塚、森の川をはじめ、湧水（カー）や拝所（御嶽）等の文化財・史跡・名勝に指定されている場所は、周辺のみどりの存在とともに、本市の歴史を伝える郷土景観を形成しています。

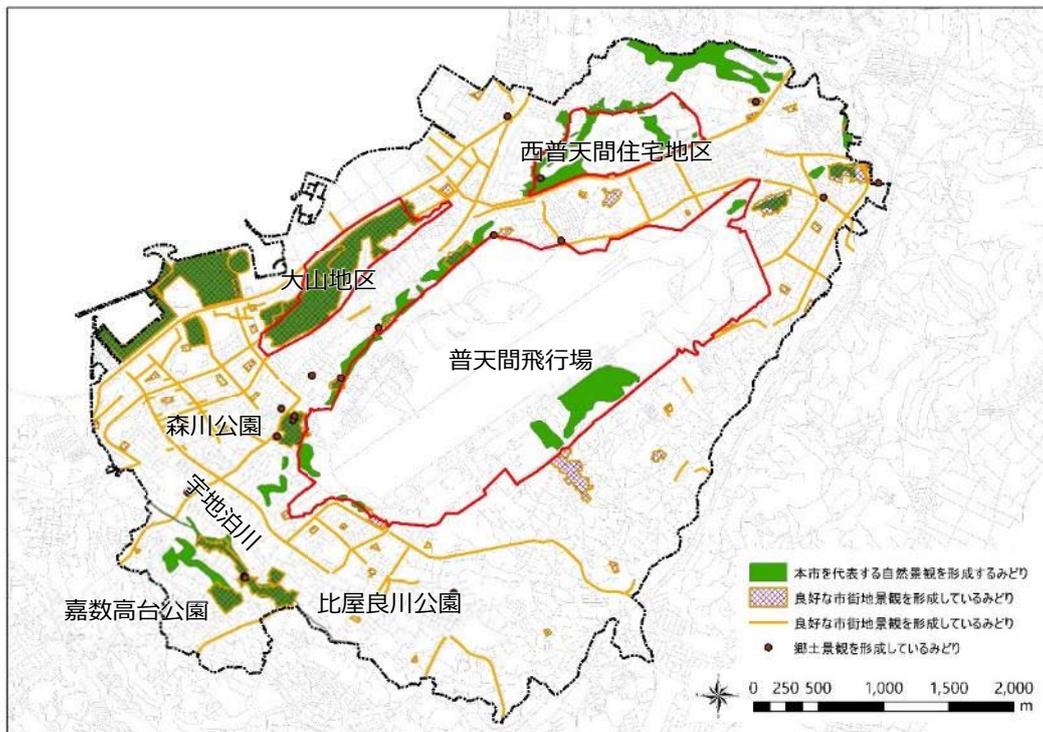


図1-11 景観機能のみどりの位置図

② 景観機能に関するみどりの課題

● 本市を代表する自然景観を形成しているみどり

- ・ 普天間飛行場周辺の斜面地や、河川沿いの樹林地など、市内のまとまったみどりの保全により、良好な景観の保全が求められます。

● 良好な市街地景観を形成しているみどり

- ・ 身近なみどりの減少を感じている市民が多く、みどりの減少が懸念されます。
- ・ 市街地内のみどりの面積が少ないことから、緑化推進による潤いのある住環境形成を図る必要があります。
- ・ 市街地のみどりの景観を形成する要素として、公園や街路樹の適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ 緑化活動を行う市民団体などの支援を行う必要があります。
- ・ みどりの保全や緑化に関する情報提供や活用可能な制度の周知、民間による緑化や維持管理の充実が求められます。

● 郷土景観を形成しているみどり

- ・ 市内の史跡等と調和したみどりの景観の保全と活用を図る必要があります。

